

平成 21 年 度

# 監 査 報 告

定 期 監 査 結 果 報 告

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

平成22年 3 月 30 日

横 浜 市 監 査 委 員



# 目 次

監査報告にあたって .....	1
提言一覧 .....	4
第1 定期監査（事務関係） .....	6
1 監査の対象及び範囲	
2 監査の期間	
3 監査の方法	
4 監査の結果等 .....	7
債権管理 .....	8
提言 1-1 .....	8
提言 1-2 .....	9
提言 1-3 .....	9
指摘事項 .....	10
意見 .....	13
土地（公有財産）管理 .....	14
提言 2 .....	14
指摘事項 .....	14
現金管理 .....	19
提言 3 .....	19
指摘事項 .....	19
検査確認（委託） .....	24
提言 4-1 .....	24
提言 4-2 .....	24
指摘事項 .....	25
財務事務全般 .....	28
提言 5-1 .....	28
提言 5-2 .....	29
第2 定期監査（工事関係） .....	30
1 監査の対象及び範囲	
2 監査の期間	
3 監査の方法	

4	監査の結果等	31
	検査確認（工事）	32
	提言 6-1	32
	提言 6-2	32
	指摘事項	33
	工事全般	36
	提言 7-1	36
	指摘事項	37
	提言 7-2	39
	指摘事項	40
<b>第3</b>	<b>財政援助団体等監査</b>	<b>41</b>
1	監査の対象及び範囲	
2	監査の期間	
3	監査の方法	
4	監査の結果等	43
	適切な施設管理	44
	提言 8-1	44
	指摘事項	45
	リスクに対応した適正経理（金銭管理）	49
	提言 8-2	49
	指摘事項	49
	リスクに対応した適正経理（財務報告）	52
	提言 8-3	52
	指摘事項	52
	指定管理施設における役割分担	55
	提言 8-4	55
	指摘事項	55
	意見	58
	その他指摘事項	60
<b>第4</b>	<b>監査委員による聞き取り調査等</b>	<b>64</b>

監査報告第6号

平成22年3月30日

横浜市長 林 文子 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	山 口 俊 明
同	尾 立 孝 司
同	伊 波 洋之助
同	加 藤 広 人

## 平成21年度定期監査及び

## 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。



# 監査報告にあたって

## 1 監査にあたっての基本的な考え方

わが国経済は景気の持ち直しがみられるものの、失業率が高水準にあるなど、厳しい状態が続いています。また、本市においても平成20年度後半からの景気の悪化により市税収入が大幅に減少し、緊急事態ともいえるべき厳しい財政状態にあります。このため思い切った経費の縮減や事業の見直しが不可欠となっています。

このような状況のもと、今回の監査では市政が適正かつ効率的に運営されているか、将来に向けて改善の余地はないかという点を中心に、これまで以上に徹底して点検することを心がけました。

## 2 今回の監査の特徴

今回の監査においては、いくつかの新しい取組を行いました。

### (1) 指摘事実を踏まえつつ、抜本的改善につなげるための「提言」の表明

監査の基本的な役割は、市政運営上の課題事実を指摘しその改善を求めることであり、本市でも従来からこのチェック機能に力を注いできているところであります。この結果、個々の指摘事実についての改善は着実に進められてきました。しかし、新たな課題として、類似の事例が他部門で繰り返し指摘されるという実態が生じています。

そこで、今回は個々の事実について指摘しその是正を求めることに加えて、指摘対象以外の部門にも通用する改善策を提案することとしました。その際、単なる注意喚起にとどまらず、現行ルールの見直しも含めて「提言」という形で示しました。ぜひこの提言が生かされて類似指摘が減少し、市政全体の信頼性が向上するよう願うものです。

### (2) 自己点検機能の強化の推奨（内部統制の視点の活用）

内部統制は、すでに民間企業においては標準となったもので、組織内部における不正・ミスなどを防止し、組織の健全かつ効率的な運営を確保するため、各業務で所定の基準や手続を定め、それに基づいて管理・点検・検証を行う一連の仕組みです。

この仕組みや考え方は局区等が自己点検を行う際にも有効と考えられます。特に、予防的観点から事前の点検を常に働かせることが重要です。このような

考えのもと、今回の監査においては、監査委員が局区長等の組織の責任者と自己点検の視点に基づいて意見交換を行い、「提言」にもこの趣旨を盛り込みました。

現在の本市の制度にもこの内部統制の考えに通じる仕組みは多々存在しており、例えば「内部監察」などについて積極的な運用を図るなど、自己点検の更なる充実、徹底を期待するものです。

### (3) 監査重点テーマの設定と、監査対象の全局拡大

監査実施にあたっては業務をできる限り詳細に点検することが求められます。一方、市政は非常に多岐にわたるため、従来は各局・事業本部・区ごとにおおむね3年に一度の間隔で監査を実施していました。

しかしながら、市政を巡る課題状況は刻々と変化しており、これに迅速に対応することが求められています。そこで、監査においてもいわゆる選択と集中の考え方から、市政運営全体から見てリスクの高い事柄や市民の関心の高い事柄などを「重点テーマ」として集中的な監査を行うこととし、これと併せて監査対象を全局に拡大することとしました。

今回「重点テーマ」としたのは、次の5項目です。

- ・ 債権管理
- ・ 土地（公有財産）管理
- ・ 現金管理
- ・ 検査確認（委託）
- ・ 検査確認（工事）

監査結果については、これらの「重点テーマ」ごとに事実を整理し、改善に向けた提言も示しました。是非、全体の水準向上に向けた着実な改善を期待します。

### (4) 現場を重視した、組織責任者への意見聴取

監査は業務の内容を事後的に検証するという性質上、記録書類の審査が中心となります。しかし、書類だけでは確認できない現場事情も踏まえた上で監査を行うことは、その後の改善実施を見据えた場合、実効性の面でも所管部署の納得度の面でも望ましいことはいうまでもありません。更に、組織全体として業務の適正性及び効率性を高めていくには、その責任者やリーダーの意識や考え方に大きく影響を受けるところです。

このような考え方から今回の監査では、監査委員が直接に現場に赴き、工事

現場の調査や窓口業務の状況確認などを行うとともに、局や区役所、財政援助団体の組織の責任者へ意見聴取も実施しました。この中で、組織が直面する課題や対応方策、内部統制の視点を活かした自己点検の取組状況などについて、それぞれの責任者から意見の聴取を行いました。

### 3 市政のより一層の信頼性向上に向けて

以上述べたとおり、今回の監査は従来の監査の手法にとらわれず、いくつもの新たな取組を折り込みながら実施してきたものです。

指摘事項について所管部署が迅速に改善を実施した場合には、可能な限りその内容を明記しました。また、先進的な取組を導入している部署があれば、その内容を取り上げて紹介し、類似業務を担う他部署へ拡大することを期待しています。

市民の皆様におかれましては、この監査報告をお読みいただき、市政の現状の更なる理解の一助としていただければ幸いです。

また、市当局においては、これまでの取組を自ら振り返り、謙虚に自己点検を行っていただきたいと思います。それにより今後一層、市民の皆様の市政に対する信頼性向上に向けて、着実に取り組まれることを期待します。

# 提 言 一 覧

## 第 1 定期監査（事務関係）

テーマ	テーマの考え方	監査委員からの提言
【重点テーマ1】 債権管理	収入未済額は約 549億円と多額。 財源確保策、市民間の負担公平性の点からも、早急な取組の強化が必要	提言1-1 滞納解消に向けた目標設定（P8） 提言1-2 適切な進行管理と計画的な滞納整理（P9） 提言1-3 実施体制のあり方検討（P9）
【重点テーマ2】 土地（公有財産） 管理	公有財産は、その性質に応じて保有目的が達成されるよう管理を行うことが重要	提言2 財産適正保全のための効率的な土地の現況把握（P14）
【重点テーマ3】 現金管理	現金の取扱いは必要最小限にとどめることとされており、やむをえず取り扱う場合は、安全かつ正確に管理することが重要	提言3 定期的な点検と記録の徹底（P19）
【重点テーマ4】 検査確認（委託）	民間業務委託は、行政サービスの向上とコストの低減に有効な手法の一つで、その結果を十分に確認することが重要	提言4-1 検査確認の徹底（P24） 提言4-2 検査方法の客観性向上（P24）
【テーマ5】 財務事務全般	財務事務全般を網羅する観点から、重点テーマ以外の着眼点でも監査を行うことが必要	提言5-1 業務の自己点検（P28） 提言5-2 納品書保存期間の明確化（P29）

## 第 2 定期監査（工事関係）

テーマ	テーマの考え方	監査委員からの提言
【重点テーマ6】 検査確認（工事）	公共工事の品質と安全性を確保するため、工事における検査を適切に行うことが重要	提言6-1 適切な出来形検査に向けた取組（P32） 提言6-2 委託工事の検査方法の充実（P32）
【テーマ7】 工事全般	工事全般を網羅する観点から、重点テーマ以外の着眼点でも監査を行うことが必要	提言7-1 工事費積算ミスの防止（P36） 提言7-2 工事安全対策の徹底（P39）

### 第3 財政援助団体等監査

テーマ	テーマの考え方	監査委員からの提言
適切な施設管理	利用率向上のため市民ニーズを的確に捉えた施設運営と、確実な施設管理が重要	提言8-1 施設の有効利用と適正管理(市民ニーズと施設管理) (P44)
リスクに対応した適正経理	金銭の取扱いにあたっては規定順守やチェック体制等の整備が必要	提言8-2 金銭管理リスクへの対応 (P49)
	団体の財政状況は財務諸表を通して、適正に開示することが重要	提言8-3 外郭団体における将来負担額など財政状態の適正表示 (P52)
指定管理施設における役割分担	施設管理にあたっては、本市と指定管理者との間で費用負担、管理範囲を適切にすることが必要	提言8-4 適切かつ明確な役割分担 (P55)

(参考)

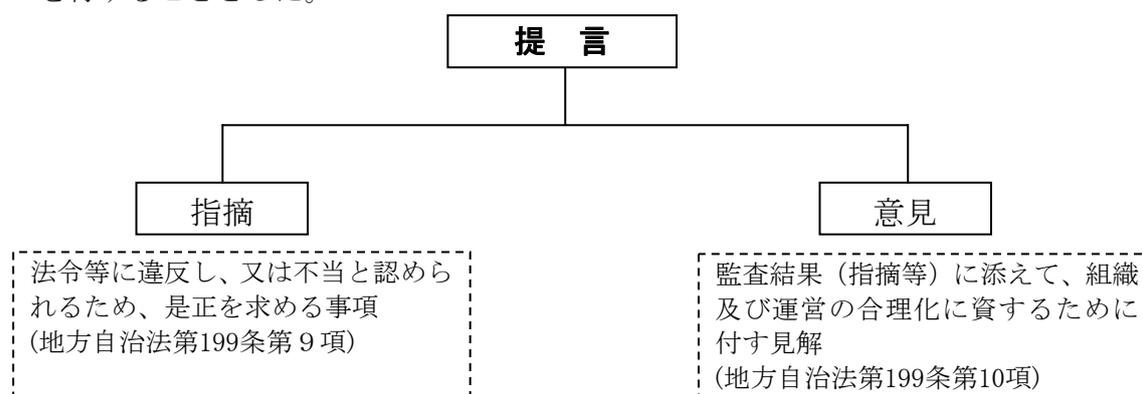
#### 1 今回の監査における提言等の件数

	提言	指摘事項	うち改善済み※	意見	合計
定期監査(事務関係)	9件	20件	(3件)	1件	30件
定期監査(工事関係)	4件	9件	(8件)	0件	13件
財政援助団体等監査	4件	24件	(0件)	2件	30件
合計	17件	53件	(11件)	3件	73件

※ 指摘事項全体が改善済みのもののみ

#### 2 提言・指摘等の根拠と位置付け

今回の監査では、個々の事実に対して改善を求める「指摘」及び「意見」を踏まえ、複数の局に共通する重要課題の改善の方向性について「提言」として監査委員の意見を付することとした。



#### 【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

# 第1 定期監査（事務関係）

## 1 監査の対象及び範囲

主として平成20年4月1日から平成21年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局、区及び事業本部を対象に監査を行った。

### (1) 局及び事業本部

従来、局及び事業本部の監査はおおむね3年おきに局全体の監査を行ってきたが、複数の部局に関連する重要課題に対応するため、全局及び全事業本部を対象に監査することとした。

なお、監査は対象課を抽出し実施した。

〔開港150周年・創造都市事業本部、共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、都市経営局、行政運営調整局、市民活力推進局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、経済観光局、まちづくり調整局、都市整備局、道路局、港湾局、安全管理局、会計室、水道局、交通局、病院経営局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び市会事務局〕

### (2) 区役所

区役所は事務の共通性が高いことから、4区程度を抽出して監査を行うこととした。

〔鶴見区、南区、緑区及び戸塚区〕

## 2 監査の期間

平成21年9月16日から平成22年3月23日まで

## 3 監査の方法

債権管理、土地（公有財産）管理、現金管理、検査確認（委託）を重点テーマに定めた上で、局、区及び事業本部の事業内容に合わせて2テーマ程度を当てはめ、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて監査した。

監査にあたっては、抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(参考) 局、区及び事業本部ごとの重点テーマ

局区名等	債権管理	公有財産管理	現金管理	検査確認 (委託)
開港150周年・創造都市事業本部			○	○
共創推進事業本部			○	○
地球温暖化対策事業本部			○	○
都市経営局			○	○
行政運営調整局	○	○		
市民活力推進局		○		○
こども青少年局	○		○	
健康福祉局	○			○
環境創造局		○		○
資源循環局			○	○
経済観光局		○		○
まちづくり調整局	○	○		
都市整備局		○		○
道路局		○		○
港湾局		○		○
安全管理局			○	○
会計室			○	○
水道局		○		○
交通局		○	○	
病院経営局			○	○
教育委員会事務局			○	○
選挙管理委員会事務局			○	○
人事委員会事務局			○	○
監査事務局			○	○
市会事務局			○	○
鶴見区	○	○	○	
南区	○	○	○	
緑区	○	○	○	
戸塚区	○	○	○	

#### 4 監査の結果等

監査重点テーマ及び財務に関する事務全般について、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。また、局、区及び事業本部において自主点検を積極的に行い事務改善を推進されたい。

なお、監査後に部局が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

## 【重点テーマ1】債権管理

厳しい財政状況の中で、本市の収入未済額は依然として多額（平成20年度収入未済額：約 549億円）となっており、財源確保策にとどまらず、市民間の負担公平性確保の観点からも債権回収の取組が急務となっている。

そこで平成21年1月に行政運営調整局 財政課 歳入確保強化担当が設置され、滞納整理業務担当部署との相互連携を図りながら全庁的に滞納整理の取組を進めているが、今後、各債権所管課が一層効率的な債権回収を推進することが重要である。

については、重点テーマとして監査を実施したところであり、その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言 1-1 滞納解消に向けた目標設定

滞納解消の数値目標がある債権については、計画の確実な達成に向け、取組を強力に推進することが重要である。未だ滞納解消の数値目標のない債権については、早急に目標を設けることが求められる。

また局区間で連携して行う債権管理は、両者の役割分担を明確にした上で目標や対応方針を共有し、取組を推進することが肝要である。

#### 提言の背景

市税では基本方針を基に重点事項を定めるとともに、滞納圧縮額の数値目標や年間事務計画を策定しており、収納率向上に成果を上げている。また、国民健康保険料では収納額の数値目標を掲げ、市営住宅使用料では滞納解消策として法的措置に取り組んでいる。

一方で、生活保護費の返還金等や児童扶養手当返納金などは、市税等と異なっており、債権回収が困難な面もあり、現時点では数値目標が明確でない。

また、局と区で分担して実施する債権管理の一部では、連携が十分とは見受けられないものがある。

### 提言 1-2 適切な進行管理と計画的な滞納整理

債権回収を所管する部署においては、常に債権管理の重要性を意識し、迅速な初期対応を含めた滞納整理の計画的な進行管理が重要である。

また、滞納額や滞納理由などに応じた債権処理の優先順位付けを行うなど、滞納整理を効率的に進めることも肝要である。その際、あらかじめ客観的な基準を設け、透明性の高い対応方法をとることが重要である。

さらに債権回収困難事案については、規模・内容等に応じて、専門部署による対応を検討することも有効と考える。

#### 提言の背景

定められた督促を行っていないものや、催告、財産調査、折衝が不十分のため債権が時効消滅したものなど、債権管理の方法に課題がある事例が見受けられた。

これは、定期的に滞納整理の状況をチェックしていなかったことや、所管部署の取組方針等が明確でなかったり、方針が十分に共有されていなかったことが原因と考えられる。

### 提言 1-3 実施体制のあり方検討

債権管理業務に精通した人材の育成が極めて重要である。そこで、一部の部署で蓄積されている職員の専門的な知識・経験等を庁内に広げるため、部門を越えた職員相互研修や、特に区の間で判断基準を共有化する研修などを継続的に実施することが重要である。

また債権ごとの現状を踏まえた上で、実施体制の課題を整理し、既存概念にとらわれずに効率的な人員配置・業務分担・執務環境整備のあり方検討を行うことも有意義であると考えられる。

さらに費用対効果を踏まえつつ、外部の専門的人材の活用・業務委託化などについて検討することも有効である。

#### 提言の背景

債権管理業務は高い専門性を要求されるため、市税徴収の知識・スキルなどを活用しながら、滞納整理促進を進めているところではあるが、人材育成や業務の継承が十分とは言えない現状がある。

さらに、窓口業務の繁忙や業務範囲の拡大及び複雑化により、滞納整理業務に専念することが困難な状況もある。

専門的人材の活用や委託化について、取組を進めている債権管理もあるが、

全体としては改善の余地がある。

## 指摘事項

### (1) 財産調査、折衝の不徹底（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

以下に掲げる債権の管理について、督促、催告、財産調査及び折衝に不適切な事例が見受けられたので、法令等に従い適切な管理を進められたい。

ア 国民健康保険料未納額の各区上位 30件について、督促及び催告を行ってもなお納付に応じない滞納者に対して行っている差押え可能な財産の調査や納付促進のための滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、次表のようなものが見受けられた。（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区保険年金課）

	財産調査	折 衝
	平成20年度以降実績のないもの	2年行っていないもの
鶴見区	2件	4件
南区	1件	2件
緑区	0件	4件
戸塚区	12件	1件

※ 国民健康保険料の徴収権は、国民健康保険法第110条の定めにより2年で消滅（時効完成）し、その後は時効完成したものについて、徴収することができない。

イ 生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金に関する債権について、督促等が行われていなかった。（南区保護課）

ウ 国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である本市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

そこで、返還請求事務についてみたところ、督促及び催告が行われていない事例が見受けられた。

(ア) 平成21年12月まで督促を行っていない。（戸塚区保険年金課）

(イ) 平成21年12月まで催告を行っていない。（緑区保険年金課）

### (2) 債権の管理ルールの不徹底（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

以下に掲げる債権の管理について、次のような不適切な事例が見受けられたので、適切に事務処理を行われたい。

ア 過年度に決定された生活保護債権を各区6件抽出してみたところ、「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」について、調定額の記載漏れがあるなど、債権額等が容易に判断できない状況であった。（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区保護課）

イ 市税の差押債権受入金等の処理については、「現金出納員銀行口座管理簿」により行う

ものである。そこで、平成21年度の状況をみたと、平成21年10月以降、同管理簿による決裁が行われないまま差押債権の処理が行われていた。(鶴見区税務課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

鶴見区税務課は、口座管理簿の記載後速やかに決裁することとし、処理状況を週一回責任職が確認する体制づくりを実施した。

<債権管理簿様式>

第3号様式

(表)  
債 権 管 理 簿

債権の種類		債権金額 (A)		債務者 住所 氏名						
(最終)貸付 年月日		償還期間		償還方法						
償還予定				償還額		残額 (C)-(D)	年度末 債権残額 (A)-(E)	督促 年月日	償還抽 子期間	備考
償還 回数	償還 期限	償還予定額 (B)の年 度別計 (B)		償還 年月日	償還額 (D)					
		元金	利子	計 (C)	調定 年月日	納入通 知書発 行年月 日	(D)の年度 別計 (E)	違約金		
1										
2										
3										
4										
5										

(3) 債権確定の遅延 (鶴見区、南区及び戸塚区)

ア 一時保管している現金等の債権額の確定について

「生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管している現金等については、やむを得ない場合を除き30日以内を保管期間としており、このうち保護費に戻入等すべきものは、直ちに戻入金額等を明らかにする必要がある。

そこで、戻入金額等の確定状況をみたと、この保管期間内に市の債権額が確定されていない事例が見受けられた。

については、市の債権額を確定し早急に戻入処理等を行われたい。(鶴見区、南区及び戸塚区保護課)

イ 不当利得の返還請求について

国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診した者に対しては、保険者である本市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、返還を求める必要がある。

そこで、鶴見区の不当利得返還請求事務をみたと、平成20年度処理分については、特段の理由無く事務処理が行われていない状態であった。

については、市の債権額を確定し早急に返還請求を行われたい。(鶴見区保険年金課)

#### (4) 時効による債権の消滅（鶴見区、緑区及び戸塚区）

ア 市税の滞納者について緑区で抽出した15件の債権管理の状況をみたところ、次のような事例が見られた。

(ア) 不動産を差押え済みであったが、その後滞納となった債権を追加で差押えせず、一部の債権（23,600円）が時効消滅した。

(イ) 生命保険の解約返戻金（39,517円）を差し押さえた案件について、差押え後に本人と折衝したが、返戻金の時効が完成してしまい、差押えを解除した。

（緑区税務課）【改善済み】

##### 【対象所属が行った改善内容】

緑区税務課では、平成22年1月に収納担当会議を開催し、関係職員に適正な債権管理の徹底を図るとともに、時効消滅のおそれがある債権についての具体的な取扱いを定め、実施した。

イ 国民健康保険料未納額の各区上位 30件について債権管理の状況をみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 不動産を差押え済みであったが、その後滞納となった債権を追加で差押えせず、一部の債権が時効で消滅していた。（2件 973,370円）（鶴見区保険年金課）

(イ) 納付誓約等を取れなかったため、債権が時効で消滅していた。（6件 4,055,660円）（鶴見区及び緑区保険年金課）

(ウ) 再度の納付誓約等を取れなかったため、債権が時効で消滅していた。（1件 1,638,000円）（戸塚区保険年金課）

については、法令等にのっとり適切な管理を進められたい。

##### ※ 納付誓約

保険料を納入期限までに納められなかった人が、延滞金がかかることを了承した上で、別に期限を定め分割して納めることを約束すること。この誓約により、債権の時効が中断する。

#### (5) 国民健康保険料及び同延滞金の減免処理の誤り（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

ア 国民健康保険料の減免を申請する者は、申請書に理由を証明する書類を添付し提出することとなっている。

そこで、国民健康保険料の減免に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

については、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」に従って、適切に事務処理を行われたい。

(ア) 収入を証明する書類が添付されていなかった。（鶴見区、南区及び戸塚区保険年金課）

(イ) 給与収入の加算漏れ等、見込所得金額の算出誤りがあった。（鶴見区及び南区保険年

金課)

(ウ) 申請理由が記載されていなかった。(鶴見区、南区及び戸塚区保険年金課)

イ 国民健康保険料の滞納により発生した延滞金の免除を受けようとする者は、国民健康保険料延滞金免除申請書を提出することとなっている。

そこで、国民健康保険料延滞金の減免に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

については、「国民健康保険料に係る延滞金の事務取扱要綱」の延滞金減免の基準を整備し、それに沿って適切に事務処理を行われたい。

(ア) 区長が必要と認める場合として減免していたが、適用する根拠の確認ができなかった。(南区、緑区及び戸塚区保険年金課)

(イ) 延滞金が払えない状況の確認を行わず申請者の申請どおり減免していた。(南区、緑区及び戸塚区保険年金課)

## 意見

### (1) 収納率向上に向けた効果的な対策の推進 (こども青少年局)

保育所費負担金(保育料)及び児童扶養手当の過払い等を原因に返還を求める児童扶養手当返納金は、保育所利用児童数や児童扶養手当受給者数の増加等にともない、未納額も年々増加の傾向にあることから、これらの債権管理についてはより効果的な収納対策として、未納者と納付折衝等を積極的に行っていく必要がある。

については、未納者との適時かつ的確な納付相談を進める等、収納率向上に努められたい。(こども青少年局保育運営課及びこども家庭課)

## 【重点テーマ2】土地（公有財産）管理

公有財産には、市民利用施設や庁舎など行政本来の目的を達成するための「行政財産」と、貸付地など経済的価値を発揮させ効率的に運用するための「普通財産」があり、その性質に応じてそれぞれの保有目的が達成されるように財産の管理を行う必要がある。

そこで今回、公有財産の土地を主な対象として、管理の適正性、使用等の許可の適正性、貸付け等運用の適正性について監査を実施しており、その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言2 財産適正保全のための効率的な土地の現況把握

公有財産である土地は、現況を適時把握し、その目的に合わせて適切に管理しなければならない。

土地の現況は、頻繁に現況確認することが望ましいものの、数ある土地のすべてでこれを行うことは現実的ではない。そこで、想定されるリスクを踏まえた対応が重要であり、周辺環境のほか過去の課題発生事案を踏まえた重点対応が有益である。その際、近年進歩が著しいIT写真情報の活用なども考えられる。

#### 提言の背景

今回の監査では、市有地に許可無く倉庫や自動販売機等が設置されていたり、許可の条件とは異なる駐輪場やごみ箱等を設置していたことなどが認められた。

また、土地の取得時の登録、事後の調査のいずれも手続が行われず、登録漏れを防ぐことができなかった事例が見受けられた。

これは、財産所管課による現地確認が十分に行われていなかったことや、台帳への登録を確認する仕組みが十分でないことによるものである。

### 指摘事項

(1) 無許可の占有など行政財産の不適正な管理（市民活力推進局、まちづくり調整局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局、交通局、鶴見区、緑区及び戸塚区）

各局区の所管する土地等の管理状況をみたところ、行政財産の管理について不適正なものが見受けられた。

については、個別に精査し、必要な手続を行うなど適正な財産管理を行われたい。

ア 公園等に許可なく防災倉庫等が設置されていた。

(ア) 南区永田山王台住宅児童遊園及び鶴見区潮田仲通公園ほか6公園に設置されていた防災倉庫や公園愛護会倉庫について許可等を怠っていた。

そのほか、鶴見区寛政町公園ほか2公園に設置が認められない自治会・町内会倉庫が設置されていた。(まちづくり調整局住宅管理課、鶴見区、緑区及び戸塚区土木事務所)【まちづくり調整局は改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

まちづくり調整局では、平成21年12月に防災倉庫2棟の行政財産目的外使用許可を行った。

(イ) 神奈川区の「反町子どもの遊び場」ほか1か所及び戸塚区舞岡町の土地に設置されていた自治会・町内会倉庫等について許可等を怠っていた。(市民活力推進局地域施設課及び道路局河川事業課)【道路局は改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

道路局では、平成22年1月に倉庫4棟の行政財産目的外使用許可を行った。

(ウ) 西区北幸の土地に自動販売機が設置されていた。(都市整備局都市再生推進課)

イ 神奈川区の「反町子どもの遊び場」において、境界が確定されていなかった。(市民活力推進局地域施設課)

ウ 使用許可を行っている土地を指定用途以外に使用するなど、許可内容とは異なる使用状況が認められた。

(エ) 駐車場等として使用許可を行っている、中区錦町ほか2か所の土地に自動販売機が設置されていた。(港湾局南部管理課及び交通局統括営業課)【港湾局は改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

港湾局では平成22年2月に自動販売機の港湾施設目的外使用許可を行った。

(オ) 緊急車両一時停車敷として使用許可を行っている都筑区川和町の土地に駐輪場及びごみ箱が設置されていた。(交通局統括営業課)

(カ) 駐車場として使用許可を行っている、旭区東希望が丘及び都筑区東山田の土地で、使用申請台数よりも実際の駐車台数が上回っているものがあつた。(水道局資産活用担当)【改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

水道局では、都筑区の駐車場については平成22年1月に水道用地継続使用許可、旭区の駐車場については平成22年2月に水道用地使用変更許可を行い、適切な使用許可に改めた。

(キ) 通路として使用許可を行っている港南区野庭町の高架下の土地が、駐車場として利

用されていた。(交通局統括営業課)

※ 子どもの遊び場

遊休地を暫定的に利用し、遊具等を設置して、子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設。地域の人達の協力によって設置・運営している。

<子どもの遊び場の外観>



※ 神奈川区反町

<許可条件と異なる駐輪場及びごみ箱>



※ 都筑区川和町

(2) 普通財産の貸付契約の内容と異なる使用実態 (行政運営調整局及び港湾局)

各局区の所管する土地等の管理状況をみたところ、有料自動車駐車場等として貸付契約を締結している中区山下町ほか5か所の土地に、契約書に明記されていない自動販売機が設置されるなど、契約内容と異なる使用をされているものがあった。

については、貸付契約の内容と現況が異なっているものについて個別に精査し、契約内容と整合するよう、適正な財産管理を行われたい。(行政運営調整局財産管理課及び港湾局港湾経営課)

<設置されている自動販売機>



(3) 所管換え財産の公有財産台帳への登録漏れ (都市整備局)

都市整備局は、平成20年6月に道路局から道路を廃止した土地の所管換えを受けたが、道路台帳から登録を抹消し公有財産台帳に登録し直すべきところ、公有財産台帳への登録を行わなかった。

については、公有財産台帳への登録の徹底を図られたい。(都市整備局都市再生推進課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

都市整備局では、公有財産台帳に未登録となっていた土地について、平成22年1月に台帳への登録を行った。また、平成22年3月に、局内に対して台帳への登録漏れ等の有無について点検を指示するとともに、公有財産の増減異動時には、台帳への反映を徹底する旨周知を行った。

**(4) 行政財産使用料等の徴収に関する不適切な事務処理（経済観光局、港湾局及び交通局）**

行政財産の使用許可に伴う使用料等の徴収状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 中央卸売市場本場の福利厚生施設として設置されている体育館及び屋上テニスコートについて、規則では、継続利用を前提とした月額料金で使用料が設定されているが、個人的・一時的な利用に対応するために、光熱水費相当額等に基づく実費相当分を「利用料」として徴収していた。（経済観光局運営調整課）

イ 行政財産の目的外使用許可に際し発行した使用料の納入通知書について、納期限が定められていないものがあった。これらは、監査を実施した時点では入金されておらず、納期限が指定されていないため、時効の起算点の特定や延滞金の算定ができない状況であった。（交通局統括営業課）

ウ 平成14年4月から平成17年2月までの間、許可なく使用されていた出田町ふ頭内のふ頭用地について、使用者から誓約書を徴収し、この間の使用料相当額について毎月分納させていたが、平成19年11月の納入通知書発行分以後の支払が滞っていたにもかかわらず、督促等の債権保全に必要な措置を講じていなかった。（港湾局北部管理課）

**(5) 普通財産貸付料の未納分徴収に関する不適切な事務処理（行政運営調整局）**

行政運営調整局では普通財産の土地の貸付けを行っているが、土地貸付料の未納分（114件）の徴収状況についてみたところ、次のとおり不適切な取扱いがみられたので、改められたい。（行政運営調整局財産管理課）

ア 督促状を送付した後の文書による催告が、全件とも行われていなかった。また、電話、訪問等による催告などの状況の記録管理が不十分であった。

イ 督促をした後、1年を経過してもなお支払が行われないときは、連帯保証人にその履行を請求することとなっているが、請求が行われていなかった。

**(6) 公有財産登記に向けた国との協議の未了（港湾局）**

八景島は、昭和60年4月に埋立がしゅん工し、中央部の国道357号用地を平成元年に国に引き渡しており、その他の部分は本市の所有となっている。

しかし、国に引き渡した面積と国道しゅん工後の測量面積に差異が生じており、その整合を図るために国と協議を行っているが、協議が未了のままである。

そのために、平成18年3月には、八景島全体の表示登記を行っているが、所有権保存登記等ができずに現在に至っている。

については、今後、所有権に関する登記の前提となる国との協議を早急に進められたい。(港湾局資産活用課)

#### (7) 消費税等に係る課税売上の計上漏れ (交通局)

消費税法及び消費税法施行令において、土地の貸付期間が1か月に満たない場合は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)が課税されることとなっている。

そこで、交通局における平成20年度の使用許可期間が1か月に満たない土地の使用料収入についてみたところ、消費税等の申告上これを課税売上として計上していなかったものが認められた。

については、消費税等の申告につき適正な事務処理を行われたい。(交通局統括営業課)

## 【重点テーマ3】現金管理

公金の取扱いについては、金融機関を活用することとしており、直接現金を取り扱うことは、事故防止の観点から必要最小限にとどめることとされている。

今回の定期監査においては、現金の管理状況を重点テーマとして実施しており、その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言3 定期的な点検と記録の徹底

現金の取扱いについては、その安全性、正確性を確保するために、次のような組織内での点検を徹底することが重要である。

- (1) 複数の職員による、現金の保管場所の定期的な点検
- (2) 預金口座残高と関係帳簿との定期的な照合
- (3) 確実な出納記録、適切な証拠書類等の保管など

#### 提言の背景

経常的に取り扱う現金類の中には、従前から経緯不明の金券類や、適正な処理をしていなかったものが一部に見受けられ、管理の不十分な状況がうかがえた。

また、本来適切に支払や精算が行われるべき現金が口座に残されていたり、定められた必要書類を保管していないなどの事務処理ミスも発生していた。

#### 評価できる取組

交通局では、地下鉄 40 駅すべてにおいて、管区駅長等により相互チェック、あるいは自管区での点検という方法で、公金の自主点検を毎月実施している。

#### ※ 管区駅

市営地下鉄の駅を、管理体制上グループ分けしたものをいう。現在市営地下鉄には8つの管区駅があり、それぞれの管区駅には駅長が1人おり、3駅から9駅を管理している。

## 指摘事項

- (1) 必要な処理がなされずに保管されていた現金（まちづくり調整局、病院経営局及び鶴見区）

監査対象の各局区についてみたところ、次のような状況が見受けられた。

については、規則等に基づいた適正な現金処理を行うよう改め、また、再発防止の対策を講じられたい。

#### ア 歳入歳出外現金の管理について

所得税法では、アルバイト賃金などを支払う際には、相手方へは、所得税額を差し引いた額を支払い、所得税の納付は、支払者が行うこととしているが、本市では、このように一時的に預かる必要のある現金を、歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）として、公金とは区別して管理している。

そこで、鶴見区の歳計外現金の事務処理状況を確認したところ、源泉徴収した所得税として預かっているもののうち 353,299円について、処理していなかった。（鶴見区総務課及び区会計室）

#### イ 郵送された現金の処理について

まちづくり調整局が行う市営住宅事業についてみたところ、市営住宅入居者から郵送された滞納分の使用料（3万円程度）を処理せずに保管していた。（まちづくり調整局住宅管理課）【一部改善済み】

##### 【対象所属が行った改善内容】

まちづくり調整局では、処理せずに保管していた現金について、市営住宅使用料として適正な収入手続を行った。

#### ウ 前渡金管理者口座及び職員給与口座の現金管理について

##### (ア) 前渡金管理者口座の現金管理状況

受領していた通勤災害の休業補償金等について、先に支給していた給与との相殺処理を行わずに口座に留めていた。

なお、合計 1,017,778 円のうち、924,776 円は、給与の過払い分であり、差額金 93,002 円は、職員へ支給すべきものだった。

##### (イ) 職員給与口座の現金管理状況

口座振替で支給する職員給与等について、振込先相違により送金できなかったものなどを一時保管する目的で各局区が保有している口座（職員給与口座）に、未処理のもの（3,896,537円）があった。

なお、監査日時点では、平成17年度入金分（2,592,227円）については、調査中であり詳細未確定、平成20年度入金分（1,304,310円）については、給与等戻入分（1,261,468円）および、退職者へ支給（42,842円）すべきものだった。（病院経営局人事課）

#### (2) 不適切な現金領収事務（まちづくり調整局）

証紙発売など指定された業務では、金銭登録機（以下「レジスター」という。）を使用した現金の領収が認められており、故障等によりレジスターが使用できない場合は、会計管理者と協議して、定められた方法により処理することになっている。

そこで、まちづくり調整局が行っている証紙発売の現金出納事務についてみたところ、次のような状況が見受けられた。

ア 領収書の控えを規則で定められた5年間保存していないものがあった。

イ レジスターの故障により領収書の控えを作成していなかった。

なお、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等では、受領した現金について、金融機関の閉店までに入金しなければならないとされているが、まちづくり調整局では、翌日に日計処理や金融機関への入金を行っていた。

については、規則等にのっとり領収書の控えを保存するとともに、入金手続など現金出納事務の手順について関係局と調整のうえ、改められたい。(まちづくり調整局情報相談課)

### (3) 取得経緯不明の金券類の保管 (資源循環局及び緑区)

現金等の保管状況についてみたところ、次のような状況が見受けられた。

については、規則等に基づいた適正な現金処理を行われたい。

ア 商品券等を取得経緯不明なまま保管していた。(緑区総務課)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

緑区では、総務課の商品券等の管理について、再発防止に向けた具体的取組を決定し、併せて再発防止に向けた周知を行った。

イ テレホンカード等を取得経緯不明なまま保管していた。(資源循環局総務課)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

資源循環局では、当該金券類について、必要な手続を経た上で現金化し歳入とするなど適正な処理を行った。また、再発防止に向けた周知を行った。

### (4) 金券類の不十分な管理 (共創推進事業本部、経済観光局、港湾局、安全管理局、教育委員会事務局、鶴見区、緑区及び戸塚区)

金券類の管理状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、規則等に基づき適正に金券等を管理するよう改められたい。

ア 安全管理局車両が有料道路を走行する際に使用する「緊急車両等有料道路通行券」(以下「通行券」という。)について、受払簿上の残数と通行券実数が一致しなかった。

また、この受払簿について安全管理局では、通行券ごとに受入れ・払出しが管理されておらず、通行券の使用状況と残数が確認しにくい状態となっていた。(安全管理局南消防署及び総務課)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

安全管理局では、通行券について平成22年2月に適正な受払簿に改め、また、定期的に枚数の照合を行うなど管理方法を定め各所属に周知した。

イ 式典用として購入した切手等について、郵券管理簿を作成しないで管理していた。(使用残 90円 73枚)(港湾局賑わい振興課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

港湾局では、式典用に購入した切手等について、管理簿を作成し、適正な管理方法について周知した。

ウ 郵券管理簿に受入れを記載しないまま使用のみ記録するなど、切手等の使用状況を把握していなかった。(共創推進事業本部共創推進課、経済観光局観光交流推進課、教育委員会事務局野庭すずかけ小学校、鶴見区及び戸塚区こども家庭支援課)【共創推進事業本部、経済観光局、鶴見区及び戸塚区は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

共創推進事業本部、経済観光局、鶴見区及び戸塚区では、郵券管理簿の記載を適正な内容に改めた。また、適正な管理方法について、研修等により周知した。

エ 横浜市収入証紙(300円)89枚を管理簿を作成せずに保管していた。(緑区総務課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

緑区では、横浜市収入証紙の管理簿を作成し、再発防止に向けた周知を行った。

(5) 公金外現金の不十分な管理(健康福祉局、安全管理局、病院経営局、鶴見区、南区、緑区及び戸塚区)

公金外現金の管理状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、要領等に基づき適正に公金外現金を管理するよう改められたい。

ア 預り金の管理について

(ア) 入院患者からの預り金について、既に退院した患者からの預り金を一部返却せず(50,000円)、そのまま金庫に保管していた。

また、各入院患者から預かった通帳と印鑑を一緒に保管していた。(病院経営局脳血管医療センター)

(イ) 金銭管理の難しい生活保護受給者からの依頼に基づき、預かっている通帳とカードについて、一部、暗証番号も一緒に保管していた。(戸塚区保護課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

戸塚区では、暗証番号控えを預からないこととし、これまでに預かった控えを廃棄するとともに、再発防止に向けた研修を実施した。

イ 貸付金の管理について

鶴見区保護課では、生活保護認定見込み者に対して、保護費支給までの期間の生活費貸付などを小口貸付金事業として公金外現金(鶴見区民生委員児童委員協議会の特別会計)で取り扱っている。

そこで、当該事業の現金日計処理についてみたところ、日計処理を行っていない日や帳簿上の残額と現金残額が一致しないまま処理した期間（平成21年5月12日から平成21年5月21日まで）があった。（鶴見区保護課）

ウ 預かった事情が確認できない現金について

「横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管していた現金等について、

(ア) 平成14年度以前から預かっているもの7件（916,158円）についてみたところ、5件（577,930円）については、預かった事情が確認できなかった。

また、2件（338,228円）については、預り依頼書が保管されていなかった。（南区保護課）

(イ) 平成17年度以前から預かっている63,124円についてみたところ、預かった事情が特定できなかった。（鶴見区保護課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

鶴見区では、預かった事情が確認できない現金について、今後の処理方針を関係局と調整のうえ決定した。また、再発防止に向け、管理方法を見直し周知した。

なお、(ア)、(イ)の預り金は、それぞれ主管課長名の金融機関口座に保管されているが、「横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領」には、預り金の口座管理について定められていない。（健康福祉局保護課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

健康福祉局では、預り金の口座管理についてマニュアルを定め、各区保護課へ周知した。

エ 経費の執行管理について

(ア) 各消防署では、財団法人横浜市防火協会（以下「協会」という。）の経費を公金外現金として取り扱っている。

そこで、執行状況を確認したところ、本来、公金で支出すべきである業務による訓練時の熱中症対策用飲料水の購入について、協会の経費から支出していた。（安全管理局南消防署）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

安全管理局では、再発防止に向け、公金外現金の適切な執行について局内に周知した。

(イ) 緑区制40周年記念式典の参加者会費（854,065円）を現金で保管しており、公金外現金として必要な帳票類の作成をしていなかった。（緑区総務課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

緑区では、公金外現金の管理について必要な帳票類を作成し、再発防止に向けた周知を行った。

## 【重点テーマ4】 検査確認（委託）

民間業務委託は、行政サービスの向上とコストの低減の有効な手法の一つとして積極的に活用されている。一方、委託によって業務を実施する際には、その結果を十分確認することがとりわけ重要となる。

そこで今回、委託業務の検査確認の状況を定期監査の重点テーマとして監査を実施したところであり、その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言 4-1 検査確認の徹底

検査確認が不徹底な実態があるため、個々の契約内容に沿った検査確認作業を徹底することが何より重要である。

また、特に前金払の契約では、業務完了後の検査確認を失念する事例が多いため、仕組みを見直すことが有効である。

#### 提言の背景

今回の定期監査では、業務が完了していないのに履行済みとして完了検査を行うなど、検査調書を形式的に作成し実際の検査確認が不十分であった事例や、前金払の契約は業務完了前に支払を行うので、検査確認が必要という認識が欠けていた事例が見受けられた。

### 提言 4-2 検査方法の客観性向上

業務が適正に遂行されたことを第三者が事後においても容易に確認できるようにすることは、業務の信頼性向上につながるものである。

検査方法については、報告書、写真等の検証可能な資料の添付をルール化するなど「可視化」を図り、検査方法の客観性を高めることが重要である。

#### 提言の背景

職員の立会いによる検査は現行の規定では適正なものであるが、今回の定期監査では客観的な事後検証を行うことが困難なものが散見された。

## 指摘事項

### (1) 委託業務の完了検査の未実施（開港150周年・創造都市事業本部、都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、資源循環局、病院経営局及び戸塚区）

各局区の委託業務をみたところ、物品役務完了検査調書を作成していたが実際には完了検査を行っていなかったものや、完了検査が必要なことを認識していなかったものが見受けられた。

については、業務の履行確認のための手段であることを十分に認識した上で、規則等にとり必ず完了検査を実施されたい。また、相互チェック等内部点検の強化についても検討されたい。

ア 物品役務完了検査調書には検査方法が記載されていたが、実際は検査を行っていなかった。

(ア) 平成20年度の随意委託契約を抽出してみたところ、22件の契約について、物品役務完了検査調書では現地立会いにより完了検査を行ったことになっていたが、実際は実施していなかった。

なお、このうち、

a 「日野公園墓地除草清掃委託」については、履行確認のために仕様書で定めた施工個所の写真の提出もなかった。

b 「日野公園墓地ゴミコンテナ改修業務委託」については、契約内容と履行内容が異なっていた。（健康福祉局環境施設課）

(イ) 「横浜市みなとみらい21・クリーンセンタービル管理運営委託」について、仕様書で履行確認の方法を定めていなかった。また、物品役務完了検査調書では現地立会いにより完了検査を行ったことになっていたが、実際は実施していなかった。（資源循環局総務課）

イ 契約締結とともに委託料を支払ったため、精算時や業務終了後に完了検査が必要であるとの認識がなかった。

(ア) 支払方法を概算払として契約したが、精算時に完了検査が必要であるとの認識がなかった。

a 「横浜国際協力センター管理業務委託」（都市経営局国際政策課）

b 「横浜みなとみらいホール加圧給水装置修繕業務」ほか1件（市民活力推進局文化振興課）

c 「市民病院西病棟改修工事等に伴う実施設計業務」ほか1件（病院経営局市民病院総務課）

(イ) 支払方法を前金払として契約したが、業務終了後に完了検査が必要であるとの認識がなかった。

a 「横浜トリエンナーレ2008に係る関連業務等企画運営業務委託」（開港150周年・創造都市事業本部創造都市推進課）

- b 「超高齢社会を迎える郊外住宅地問題の諸相と地域政策のあり方調査 その2」  
(都市経営局調査・広域行政課)
- c 「横浜市芸術文化教育プログラム推進事業(子ども向けプログラム)」ほか4件(市民活力推進局文化振興課及びスポーツ振興課)
- d 「衛生改善事業委託」ほか6件(健康福祉局保護課援護対策担当、障害企画課及び障害福祉課)
- e 「戸塚区育児支援センター園事業委託業務」(戸塚区こども家庭支援課)

(2) **委託業務の完了検査等の不徹底** (都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、資源循環局及び都市整備局)

各局区の委託業務をみたところ、検査を十分に行っていないものや、業務が完了していないのに履行済みとして完了検査を行っているものがあった。

については、形式的に検査を実施することなく、適正な完了検査等を実施されたい。また、相互チェック等内部点検の強化についても検討されたい。

ア 「都市ブランド戦略策定業務委託」をみたところ、仕様書どおり履行されたものとして物品役務完了検査調書を作成していたが、委託業務の一部であった市民の意見収集について、報告書の記載が不十分であった。(都市経営局政策課)

イ 「「広報よこはま」等運送委託」をみたところ、北部エリアの平成20年6月から9月分の配送について、委託業者から提出された「配布完了報告書」の配送箇所数に誤りがあったが、十分に確認せずに物品役務部分検査調書を作成し、誤った委託料を支払っていた。

また、平成20年7月から11月分について、履行確認に必要な配送完了報告書の提出以前に物品役務部分検査調書を作成していた。(市民活力推進局広報課)【一部改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

市民活力推進局では、委託業者から過払い分の返金を受けた。また、再発防止に向けた研修等を実施した。

ウ 「「ぜん息児水泳教室」開催業務委託」をみたところ、仕様書どおり履行されたものとして物品役務完了検査調書を作成していたが、提出された実施報告書では契約で定められた看護師人数、水泳指導員人数を満たしていなかった。(健康福祉局保健事業課)

エ 「店頭回収量の実態及び将来推計に関する調査委託」をみたところ、物品役務完了検査調書では完了年月日が平成21年3月31日となっていたが、報告書の中に平成21年4月1日以降に作成されたことを示す資料が含まれていた。(資源循環局資源政策課)

オ 「戸塚駅前地区中央土地区画整理事業仮設事務所内装撤去業務委託」をみたところ、物品役務完了検査調書では、検査方法を書類による検査としていたが、その書類からは内装の撤去作業が行われたことを確認できなかった。(都市整備局戸塚中央区画整理事務所)

<物品役務完了検査調書様式>

物品役務完了検査調書						
第 号 平成 年 月 日						
契約番号	-		検査員	職名	氏名	印
関連契約番号	-		立会職員	職名	氏名	印
契約年月日	平成	年	月	日		
契約発注局課	局・区		部	課	電話	
契約件名					契約金額	円
数量概算契約 の場合	当初契約内容			実行額		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額
		円	円		円	円
前金払の場合	支出前金払			残額		
	円			円		
予算科目						
契約の相手方						
完了期限	平成 年 月 日		完了年月日	平成 年 月 日		
完了届年月日	平成 年 月 日		検査年月日	平成 年 月 日		
検査場所	契約の相手方の立会人氏名					
検査方法						
遅延日数	日	理由				
評 定	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不合格			評 定 (物品の買受け又は 物品の製造の請負)	合 格 ・ 不合格	
所見、理由、 措置等						

(備考)

- 1 遅延の理由については、その責めが契約の相手方にあるか、本市にあるかを明確に記入すること。
- 2 評定欄は、「優」、「良」、「可」又は「不合格」のいずれかを○で囲むこと。評定が「可」の場合は、遅滞なく、行政運営調整局契約財産部契約第二課に提出すること。ただし、物品の買受け又は物品の製造の請負に係る契約については、評定(物品の買受け又は物品の製造の請負)欄の「合格」又は「不合格」のいずれかを○で囲むこと。
- 3 不合格の場合は、直ちに行政運営調整局契約財産部契約第二課に連絡するとともに、修補、再履行等の措置を執ることができなかったときは、所見、理由、措置等欄に値引受領、解除等に関する検査員の所見を記入し、遅滞なく、提出すること。
- 4 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

(A4版)

**(3) 委託業務積算の誤り (安全管理局)**

安全管理局では、応急手当の普及啓発を目的とした市民を対象とする普通救命講習の実施等を、社団法人横浜市火災予防協会へ委託している。

この委託契約書をみると、契約金額は、特別賞与(期末手当相当)を含む指導員及び協会職員の年間人件費相当から積算されていた。

役務の提供が主である委託業務の積算は、業務量から見積もった人工<sup>にんく</sup>に積算単価を乗じて行うこととされているので、適切な積算となるよう設計を見直されたい。(安全管理局救急課)【改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

安全管理局は、平成22年度の委託から、人工<sup>にんく</sup>による積算で設計書を作成するよう改めた。

## 【テーマ5】財務事務全般

財務事務全般を網羅する観点から、重点テーマ以外の事務についても監査を行った。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言 5-1 業務の自己点検

過去の誤りと同様の事例が繰り返し生じており、経験が十分に生かされていない状況である。

行政運営への信頼性の向上には、業務の流れを可視化し部門内で共有するとともに、自己点検を推進することが重要である。

特に、予防的観点からの事前点検及び点検の繰り返しは重要であり、既存の内部監察制度の活用も有効である。

#### 提言の背景

最近の指摘事案などを見てみると、いずれも、業務を適正に継承・遂行するための自己チェックの弱まりといった、共通の課題がうかがえる。

一方、民間企業では内部監察及び自己点検を行い、企業の信頼性を高めることが既に標準となりつつある。

平成21年度 内部監察の実施状況 (平成22年3月23日現在)

実施局・区	テーマ	実施時期
安全管理局	契約事務及び公金外現金取扱いの適正化について	平成21年6～9月
港南区	現金等取扱い事務の適正化について	平成21年7月
環境創造局	現金取扱事務、個人情報取扱い、公金外現金取扱い	平成21年7～8月
鶴見区	現金出納事務、前渡金管理事務、収納資金貸付金事務及び郵券等の保管状況	平成21年8月
南区	個人情報の適正な管理について	平成21年8～9月

自己点検を行うことで十分防止できると思われる、ミス事例

- ・債権管理 …………… 「債権管理簿」の債権額欄の記載漏れ  
納付誓約を徴収しなかったため、債権が時効で消滅
- ・公有財産管理 …………… 公園に設置された民間倉庫について、設置許可手続きの失念  
所管換えを受けた土地について、「公有財産台帳」への登録失念
- ・現金管理 …………… 適正な収納処理を失念し、長期にわたり現金を保管庫に放置  
やむを得ず預かった現金について、返却を失念し保管庫に放置
- ・検査確認（委託） …… 契約時に仕様書で定めた履行確認書類について、徴収失念  
業務が完了していないのに、履行済みとして検査書類作成
- ・その他 …………… 携帯電話の契約で、利用しない付加サービスを契約

## 提言 5-2 納品書保存期間の明確化

納品書は、物品の納入事実の確認に欠かせないものであるが、本市では保管について明確な定めがない状況にある。

そこで、物品購入事務の履行確認を客観的に行うために、納品書の保存期間を早急に定めることが必要不可欠である。

### 提言の背景

本市の全庁調査の結果、一部で預け等の不適正経理の事実が判明している。

物品購入に際し、規則で納品時の納品書徴収を定めているものの、納品確認後に廃棄していたり、保存している場合も期間がまちまちであるなど、取扱いは一様でなかった。

現行では、納品書の保存期間等に明確な定めはなく、上記のような取扱いが規則違反というわけではない。しかしながら、現行のままでは物品購入事務の履行を客観的に確認することが困難であり、改善すべきものとする。

### 監査対象局、区及び事業本部の納品書保管状況

保管の取扱い	調査結果
保管することとしている	6局、1事業本部、2区
保管について取扱いを明確にしていない	16局、2事業本部、2区

ところで今後、不適正経理を再発させないために、納品書保存をはじめ各種の取扱いルールを見直すなど、改善を進める必要がある。

その際、ルールは法令等への適合性や正確性を担保できるものとするべきは当然であるが、それに加えて、ルールに従って事務を実際に遂行する現場の実態を十分踏まえ、合理的かつ可能な限り簡便な仕組みとすることも極めて重要である。

また履行の徹底を図るため、ルールを職場で共有しやすくすることも肝要である。例えば、経験の浅い職員や経理事務に不慣れな職員にとっても、理解しやすく、再確認も常に容易なものとしておく工夫が欠かせないものとする。

このほか単年度予算主義という制約がある中で、本市では年度内契約について、入札に伴う周知期間を確保するなどの理由から契約部署発注受付締切を1月とし、それ以降は発注できない仕組みとしている。しかし局・区の現場では、年度末に急な必要が生じた場合の物品調達に大変苦慮しているという声があり、改善の必要性が感じられた。

## 第2 定期監査（工事関係）

### 1 監査の対象及び範囲

主として平成20年4月1日から平成21年8月31日までに契約された工事（委託を含む。）及び前年度から継続している工事について、次の局及び区を対象に監査を行った。

#### (1) すべての工事担当局（8局）

従来、局はおおむね3年おきに局全体の監査を行ってきたが、複数の部局に関連する重要課題に対応するため、全工事担当局を対象に監査することとした。

〔 環境創造局、資源循環局、まちづくり調整局、都市整備局、道路局、港湾局、  
水道局及び交通局 〕

#### (2) 工事担当区（4区）

区土木事務所は工事の共通性が高いことから、4区を抽出して監査を行うこととした。

〔 鶴見区、南区、緑区及び戸塚区 〕

### 2 監査の期間

平成21年9月16日から平成22年3月23日まで

### 3 監査の方法

工事関係では、検査確認を重点テーマに定め、関係法規等に基づき適正に執行されているか、また、工事が効率的・効果的に執行されているか、などについて監査した。

監査にあたっては、監査対象工事の中から抽出した工事について、工事内容等を考慮した着眼点により、関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額(契約)	件数	工事金額(契約)
環境創造局	2,591件	1,248億4,046万7,694円	261件	667億2,078万4,599円
資源循環局	625件	81億5,166万9,961円	47件	9億2,386万1,946円
まちづくり調整局	1,036件	482億3,851万8,491円	138件	244億6,048万2,680円
都市整備局	266件	260億4,488万5,356円	52件	176億6,470万4,549円
道路局	1,014件	423億3,942万1,306円	115件	212億5,881万9,511円
港湾局	319件	320億891万9,651円	38件	72億2,871万3,416円
水道局	1,434件	851億899万8,970円	157件	446億2,389万3,881円
交通局	275件	535億5,419万5,691円	29件	400億5,054万3,104円
鶴見区	132件	15億8,324万7,667円	22件	2億8,547万5,050円
南区	142件	11億9,909万1,375円	25件	1億9,201万3,400円
緑区	165件	13億8,538万9,184円	26件	1億7,224万9,035円
戸塚区	206件	24億758万3,130円	37件	4億500万4,212円
計 (抽出率)	8,205件	4,268億6,238万8,476円	947件 (11.5%)	2,239億8,654万5,383円 (52.5%)

#### 4 監査の結果等

監査重点テーマ及び工事全般について、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。また、局及び区において自主点検を積極的に行い、改善を推進されたい。

なお、監査後に部局が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

## 【重点テーマ6】検査確認（工事）

公共工事の品質と安全性を確保するため、工事における検査の重要性は、年々増してきている。

そこで今回、検査確認を重点テーマとして設定し、複数年度にわたる工事（請負工事と委託工事）における年度末の出来形検査の状況などについて監査を実施した。ついては、その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言 6-1 適切な出来形検査に向けた取組

複数年度にわたる工事では、計画的な執行のために、発注段階で適切な年度出来高を設定するとともに施工中の進ちよく管理を徹底することが求められる。

不測の事由により工事に遅延が生じ、翌年度へ事業を繰り越す場合には、年度末までに確実に見込まれる出来高を設定し、繰越予算額を算定することが望まれる。

#### 提言の背景

年度末の検査において、実際には確認していないものも含めて、出来高として算定している不適切な事例が見受けられた。

原因としては、①工事発注時期が予定より遅れたにもかかわらず、予算で見込んだ出来高予定額を変更しないまま契約したもの、②工場製品の製作に係る進ちよく管理が不十分であったもの、③翌年度への繰越し手続を行ったが、繰越額を算定する段階で出来高の見込みが不十分であったものなどである。

繰越額は12月頃には算定する必要があるが、それ以降に工事が遅延する要因が生じた場合に、繰越額の修正が困難であることが課題となっている。

※ 出来形：工事現場に実際に出来上がっている部分及び製造工場等にある工場製品など  
出来高：出来形に相応する請負代金相当額

### 提言 6-2 委託工事の検査方法の充実

委託工事は、請負工事と同等の履行内容を求める契約であるにもかかわらず、その検査方法は役務の提供と同様の簡易なものとなっている。そこで、以下のように請負工事と同等の検査方法とすることが重要である。

- (1) 工事担当課以外から任命された検査員による検査
- (2) 実地による検査

## 提言の背景

鉄道事業者等への委託工事の検査は、物品の購入や役務の提供に適用する「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」などにに基づき、担当課内から任命された検査員が書類確認などの方法で履行確認を行うこととなっている。

## 指摘事項

### (1) 不適切な工事出来形検査(環境創造局、水道局及び交通局)

複数年度にわたる工事について、年度末での出来形の検査をみたところ、次のような不適切な事例が見受けられたので、検査及び出来高算定を適切に行うよう改められたい。【改善済み】

ア 環境創造局及び交通局が発注した公園整備工事など4件において、検査時に出来形として確認できなかった部分を含めて出来高を計上していた。(環境創造局公園緑地整備課及び交通局電気課)

イ 水道局が発注した設備更新工事において、出来形の検査を行った工場製品(配水ポンプ)が、検査時に組立前の未完成状態であったにもかかわらず、その製品価格に相応する請負代金相当額の全額を出来高として計上していた。(水道局川井浄水場)

#### 【対象所属が行った改善内容】

対象局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

水道局では、工場製品にかかわる出来高の算定基準を策定し、平成22年2月までに関係各課へ周知した。

### (2) 履行内容が契約と異なったまま実施した不適切な検査(環境創造局、道路局及び水道局)

環境創造局、道路局及び水道局が発注した工事及び委託において、履行内容が契約と異なったまま検査を実施するなど、不適切な事例が見受けられた。

については、検査にあたっては、契約内容に沿った履行状況の確認を徹底するよう改められたい。また、環境創造局及び道路局は、検査に先立ち、契約変更により履行内容を確定されたい。【改善済み】

ア 公園整備工事において、主要な配管の施工で設計と異なる管種に変更しているにもかかわらず、契約変更の対象としていなかった。(環境創造局公園緑地整備課)

イ 測量業務など4件の委託において、契約数量が変わったにもかかわらず、必要な契約変更の手続が行われていなかった。(道路局河川事業課)

ウ 消防設備点検委託において、煙感知器(1基)の法定点検を、高所に設置されていることを理由に実施していなかった。(水道局西谷浄水場)

【対象所属が行った改善内容】

対象局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

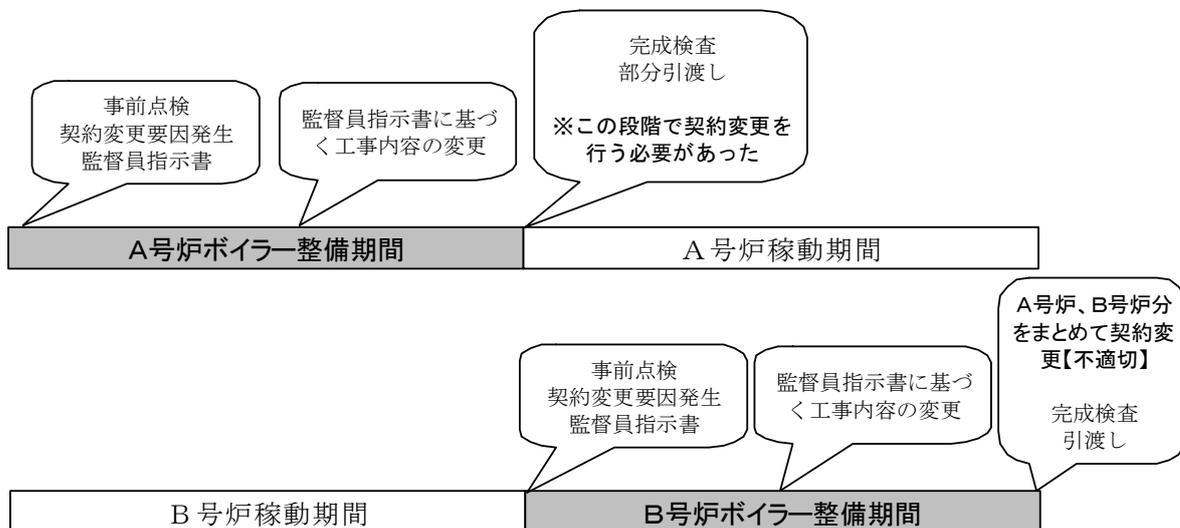
(3) 工事目的物が契約上確定しないまま実施した不適切な部分引渡しに係る検査（資源循環局）

資源循環局が発注しているごみ焼却炉に付随するボイラー設備の整備工事は、全3炉分をまとめて契約しているが、年間を通した安定的な焼却量を確保するため、1炉ずつ定期整備を行い、「横浜市契約規則」に基づき、1炉ごとに完成検査を行い、工事目的物の部分引渡しを受けている。

そこで、工事の実施状況をみたところ、事前点検の結果を受けて、監督員指示書により施工内容を変更していたが、当該炉の完成検査段階では契約変更を行わず、後日、他の炉の完成検査時にまとめて契約変更を行っていた。このため、部分引渡しを受ける工事目的物の内容・請負代金が契約上確定していない状況となっていた。

については、工事内容に変更があった場合、部分引渡しに係る完成検査は、事前に「横浜市契約規則」に基づき契約変更を行い、工事目的物を確定した後に実施するよう改められたい。（資源循環局旭工場及び都筑工場）【改善済み】

<ボイラー整備実施状況模式図>



【対象所属が行った改善内容】

資源循環局では、契約変更が必要となった工事で平成22年3月から部分引渡し前に契約変更を行うこととした。また、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

#### (4) 不適切な随意契約の範囲（環境創造局及び水道局）

環境創造局及び水道局が発注した工事及び委託において、競争入札で発注することが適切なものを含めて随意契約で発注している事例が見受けられた。

については、地方自治法施行令に基づき、適正な工事及び委託範囲で発注するよう改められたい。

ア 電磁流量計変換器等修理工事では、随意契約が必要な電磁流量計変換器とは全く関連がない電気設備の補修工事を含めていた。（環境創造局都筑水再生センター）【改善済み】

イ 空調設備保守点検業務委託では、競争入札で実施すべき空気調和機器の点検及び蓄熱槽清掃を、随意契約が必要な熱源機器の点検と合わせて発注していた。（環境創造局栄第二水再生センター）【一部改善済み】

ウ 電気設備等点検委託では、随意契約が必要な工業計器点検と競争入札で実施すべき受変電設備年次点検とを合わせて発注していた。（水道局川井浄水場）【一部改善済み】

##### 【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び水道局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

#### (5) 不適切な契約変更手続（交通局）

交通局が発注した環境影響評価事後調査委託において、事後調査の結果、新たに必要となった地盤沈下に対応する設計業務を、契約内容と異なる業務内容であるため、別の契約にて委託すべきところ、契約変更により当委託に含めて実施していた。

については、「財務事務の手引き・契約編」に基づき、当初の契約内容と異なる業務については、別契約にて委託するよう改められたい。（交通局施設課）【改善済み】

##### 【対象所属が行った改善内容】

交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

## 【テーマ7】 工事全般

工事全般を網羅する観点から、重点テーマ以外の着眼点でも監査を行った。その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

### 提言 7-1 工事費積算ミスの防止

入札参加者の無用な負担をなくすとともに、市政への信頼を確保するため、設計書の積算ミスを防止しなければならない。現在、各局で行われている取組の中から優れた点を参考としながら、設計者の能力向上やチェック体制の改善に向けて、全庁的に取組を拡充することが重要である。

#### 提言の背景

本市では毎年約 3,000件の工事を発注している中、工事費積算のミス等による入札の中止や取消しは、今年度（2月末）は 52件と昨年度（26件）の2倍に達している。

積算ミスの事例研修やダブルチェックの徹底を図るなどの防止対策が十分でないことなどから、結果として市の内部は通過して、入札の段階で外部の指摘を受けて気付く場合も見受けられる。

設計者については、経験豊富な職員の大量退職などにより工事経験の浅い職員の割合が増えている。

積算システムについては、単価の入力時に選択条件が設計書に表示されるようにするなど改善が図られているが、入力ミスが依然として生じている。

チェック体制については、部署内部でダブルチェックを行っていても、チェックする職員も経験が不足していたり、チェック自体が形骸化していたりする側面もある。

#### 評価できる取組

環境創造局では、積算ミスの事例を参考にして、設計書チェックリストを工種ごとに改善・整備した。さらに、そのチェックリストを庁内 LAN に掲載して、全庁的な情報の共有化を図っている。

道路局では、積算ミスの事例を参考にして、設計書チェックリストを改善したり、ミス防止にも役立つ積算システム操作研修を行ったりしている。さらに、それらの資料を庁内 LAN に掲載して、全庁的な情報の共有化を図っている。

## 指摘事項

### (1) 工事費積算の誤り（環境創造局、まちづくり調整局、道路局及び交通局）

環境創造局、まちづくり調整局、道路局及び交通局が発注した工事 18件において、次のような積算の誤りが見受けられたため、適正に工事費を積算するよう改められたい。【改善済み】

ア 下水道整備工事など 2 件において、舗装工で異なる材料の単価で積算していた。（環境創造局管路保全課及び管路整備課）

イ 雨水浸透施設設置工事において、区画線工で誤った施工条件による単価を用いて積算していた。（環境創造局管路整備課）

ウ 下水道再整備工事において、舗装撤去工で誤った数量を計上していた。（環境創造局管路保全課）

エ 河川改修工事 3 件において、施工場所の設定条件を誤って諸経費を積算していた。（道路局河川事業課）

オ 下水道整備工事など 10 件において、諸経費計算の対象外とすべき処分費等を含めて諸経費を積算していた。（環境創造局南部公園緑地事務所、管路整備課、まちづくり調整局施設整備課及び交通局電気課）

カ 小中学校のトイレ改修工事において、施工場所が同一敷地内にあるにもかかわらず、別敷地にあるものとして、諸経費を積算していた。（まちづくり調整局機械設備課）

※ 諸経費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

#### 【対象所属が行った改善内容】

対象局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

### (2) 工事積算基準の未整備（交通局）

交通局建築課及び電気課では、「建築工事積算要領」（昭和61年）、「機械設備工事積算基準」（平成4年）及び「電気設備工事積算基準」（平成6年）を定め、工事費の積算を行っている。これらの記載内容をみると、実際の運用が変更されているにもかかわらず、内容の修正が行われていない部分が見受けられた。

については、工事費の積算が正確かつ円滑に行われるよう、工事積算基準を整備されたい。（交通局建築課及び電気課）【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

交通局では、「建築工事積算要領」、「機械設備工事積算基準」及び「電気設備工事積算基準」を改訂し、平成22年3月までに局内の関係課へ周知した。

### (3) 委託積算基準等の周知不足（資源循環局）

資源循環局では、建築保全業務委託の設計において、積算基準、共通仕様書及び各施設構内作業基準（以下「積算基準等」という。）を自局の技術監理担当課が定め、積算の統一化、作成事務の合理化、作業時の安全確保を図っている。

収集事務所が設計した建築保全業務委託の設計図書をみたところ、現行の積算基準等の内容が反映されていないものが散見され、積算基準等に関する局内での周知体制が、収集事務所に対しては有効に機能していなかった。

については、収集事務所の建築保全業務委託の設計図書に、現行の積算基準等を反映するよう改められたい。（資源循環局施設課）【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

資源循環局では、収集事務所が発注する建築保全業務委託の設計図書に、共通仕様書を添付し、各施設作業基準の適用を明記した。

また、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までにすべての収集事務所を対象に実施した。

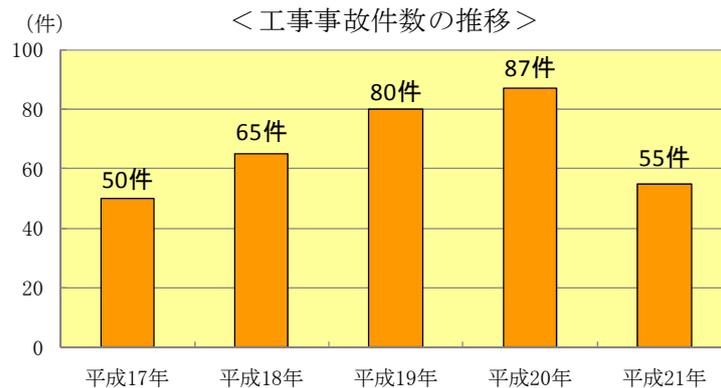
## 提言 7-2 工事安全対策の徹底

工事中の事故を防止するため、現場立会いの際には、安全に細心の注意を払い、危険な作業に対して請負人への指導を徹底することが重要である。

また、各種建設関連団体に対しては、工事担当局区が連携し、安全基準の周知、事故例や対策の紹介などの啓発活動を継続的に実施することが望まれる。

### 提言の背景

本市が発注する工事（毎年 3,000件程度）において、平成21年は減少しているが、毎年数十件の事故が発生している。

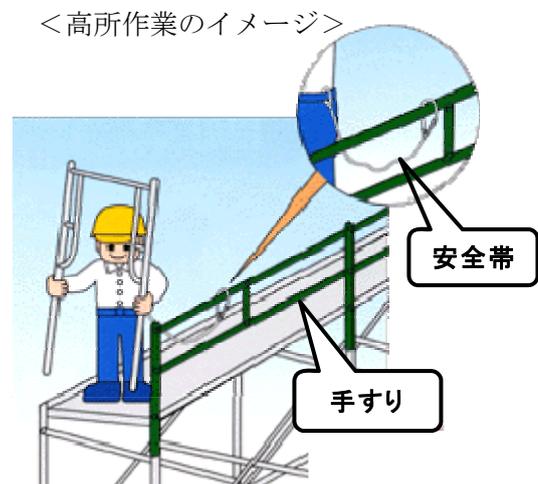
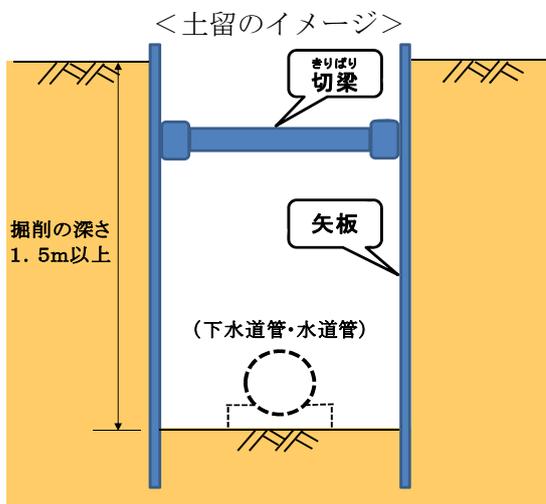


※ 都市整備局公共事業調査課資料から作成

今回指摘した「土留を設置しないで掘削作業を行っていた」、「高所作業で手すり等を設置していなかった」などは、繰り返し監査で指摘している事例であり、発生原因は、請負人の危険に対する認識不足によるものと考えられる。

### 評価できる取組

環境創造局、道路局、港湾局、水道局及び区（土木事務所）では、建設関連団体に対し、掘削作業や高所作業などでの安全基準の周知、転落事故等の事例やその対策の紹介などの啓発活動を定期的に行っている。



## 指摘事項

- (1) 工事安全基準に適合しない作業等（環境創造局、都市整備局、道路局、水道局、交通局、鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

環境創造局、都市整備局、道路局、水道局、交通局、鶴見区、南区、緑区及び戸塚区が発注した工事 25件において、次のような安全にかかわる不適切な事例が見受けられたため、監督員は適切に請負人を指導されたい。【改善済み】

### <歩行者の安全>

取付管接続受託工事において、作業を行っている道路上に、「建設工事公衆災害防止対策要綱」により必要となる歩行者の安全対策（固定柵やセーフティコーンの設置）がなされていないかった。（緑区緑土木事務所）

### <作業員の安全>

ア 配水管布設替工事など4件において、高さ2メートル以上の作業床に、「労働安全衛生規則」により必要となる手すり等が設置されていないかった。（環境創造局南部公園事務所、水道局北部工事課、南部工事課及び交通局建築課）

イ 下水道修繕工事など11件において、深さ1.5メートルを超える掘削作業で、「建設工事公衆災害防止対策要綱」により必要となる土留が設置されていないかった。（水道局南部工事課、鶴見区鶴見土木事務所、南区南土木事務所、緑区緑土木事務所及び戸塚区戸塚土木事務所）

ウ 擁壁工事など8件において、枠組足場に、「手すり先行工法に関するガイドライン」により必要となる手すり先行工法が採用されていないかった。（環境創造局都筑水再生センター、栄第二水再生センター、下水道建設事務所、公園緑地整備課、都市整備局戸塚中央区画整理事務所、道路局河川事業課及び緑区緑土木事務所）

エ 下水道修繕工事3件において、請負人から提出された施工計画書に、特記仕様書に定めた集中豪雨時における安全対策に関する事項が記載されていないかった。（鶴見区鶴見土木事務所）

### 【対象所属が行った改善内容】

対象局区では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

## 第3 財政援助団体等監査

### 1 監査の対象及び範囲

主として平成20年4月1日から平成21年8月31日までに執行された出納その他の事務について、次の団体を対象に監査を行った。

ただし、財政援助団体については、本市からの財政的援助に係る出納その他の事務、公の施設の管理団体については、次の(3)に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に行った。

#### (1) 出資団体 [出資比率等は平成21年7月現在]

##### ア 横浜市土地開発公社（行政運営調整局）

[出資比率 100パーセント 出資額 3,000万円]

##### イ 財団法人横浜市青少年育成協会（こども青少年局）

[出資比率 95.4パーセント 出資額 29,000万円]

※ 包括外部監査のテーマである補助事業（放課後キッズクラブ事業費補助金）は監査対象から除外

##### ウ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団（環境創造局）

[出資比率 84.4パーセント 出資額 50,000万円]

##### エ 財団法人横浜市消費者協会（経済観光局）

[出資比率 100パーセント 出資額 500万円]

##### オ 横浜交通開発株式会社（交通局）

[出資比率 100パーセント 出資額 9,000万円]

##### カ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団（教育委員会事務局）

[出資比率 100パーセント 出資額 10,000万円]

#### (2) 財政援助団体 [金額は平成20年度決算]

##### 財団法人横浜市学校給食会（教育委員会事務局）

[給食物資共同購入事業等の運営経費補助金 補助金支出額 17,914万円]

※ 補助対象外事業である物資会計は監査対象から除外

#### (3) 公の施設の管理団体（指定管理者）[金額は平成20年度決算]

##### ア 財団法人横浜市青少年育成協会

対象とした公の施設：横浜市青少年交流センター  
 [指定管理料 6,970万円]  
 横浜市野島青少年研修センター  
 [指定管理料 7,502万円]  
 横浜市青少年育成センター  
 [指定管理料 4,243万円]  
 横浜こども科学館  
 [指定管理料 23,417万円]

(こども青少年局)

イ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団

対象とした公の施設：富岡八幡公園プール（環境創造局）[指定管理料 600万円]

ウ 金澤・海と森のコミュニティグループ

(代表者：財団法人横浜市臨海環境保全事業団)

対象とした公の施設：長浜公園（環境創造局）[指定管理料 4,739万円]

エ 財団法人横浜市消費者協会

対象とした公の施設：横浜市消費生活総合センター（経済観光局）

[指定管理料 16,331万円]

オ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団

対象とした公の施設：横浜市三殿台考古館

[指定管理料 1,026万円]

横浜市歴史博物館

[指定管理料 40,401万円]

横浜都市発展記念館

[指定管理料 8,194万円]

横浜ユーラシア文化館

[指定管理料 8,732万円]

横浜開港資料館

[指定管理料 18,692万円]

カ 特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会

対象とした公の施設：横浜市潮田地区センター[指定管理料 4,173万円]

横浜市末吉地区センター[指定管理料 3,364万円]

横浜市生麦地区センター[指定管理料 3,258万円]

キ 南区区民利用施設協会

対象とした公の施設：横浜市大岡地区センター[指定管理料 4,097万円]

横浜市永田地区センター[指定管理料 3,950万円]

ク 緑区区民利用施設協会

対象とした公の施設：横浜市中山地区センター[指定管理料 3,750万円]  
横浜市白山地区センター[指定管理料 3,651万円] } (緑区)

ケ 戸塚区区民利用施設協会

対象とした公の施設：横浜市戸塚地区センター[指定管理料 7,689万円]  
横浜市舞岡地区センター[指定管理料 3,490万円] } (戸塚区)

(4) 対象団体に関する事務を監査対象とした局及び区（再掲）

行政運営調整局、こども青少年局、環境創造局、経済観光局、交通局、教育委員会事務局、鶴見区、南区、緑区及び戸塚区

## 2 監査の期間

平成21年9月16日から平成22年3月23日まで

## 3 監査の方法

「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務並びに当該団体に関する局及び区の事務について、「適切な施設管理」、「リスクに対応した適正経理」、「指定管理施設における役割分担」といった着眼点を中心に、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は協定等に基づき適正に行われているか、などについて監査した。

監査にあたっては、抽出により関係書類等を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

## 4 監査の結果等

出納その他の事務について、次に述べる事項は、改善、検討の必要があると認められたので、局及び区にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては適切な措置を講じられたい。

なお、監査後に監査対象とした団体、局及び区が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

## 適切な施設管理

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が平成15年6月の地方自治法改正により創設され、本市でも、管理運営委託となっていた公の施設が指定管理者制度に移行した。

平成22年1月現在、市内945施設に制度が導入（原則、指定期間5年間の公募制）されており、ニーズへの効果的、効率的な対応に向け、指定管理者及び所管局区が様々な取組を行っている。この取組に関して、次のとおり提言する。

### 提言8-1 施設の有効利用と適正管理（市民ニーズと施設管理）

#### 1 施設の有効利用（市民ニーズ把握による稼働率上昇）

施設の稼働率は、例えば地区センターでは月別・部屋別等で差異はあるが、全市平均で年間50パーセント以下である等、施設によっては低い状況にある。

については、利用者の立場に立ってニーズを把握し、時宜にかなった自主事業や地域住民との積極的な交流（特に、専門性の高い施設）の企画等により、利用促進と稼働率の向上を図ることが喫緊の課題であると考えます。また、これからの施設運営においては、例えば数値等による明確な目標設定や事業企画を行い、達成に取り組むことが望まれる。

#### 2 次期指定管理に向けた適切な施設管理

多くの指定管理施設が平成22年度に次期の公募・選定過程を迎えることから、指定管理者が保管・使用する本市所有物品の明確な帳簿管理、目的外使用の明確化、施設の適時適切な保守・修繕を着実にを行うことが肝要である。

#### 提言の背景

交通の便などの立地条件も影響するが、施設により、稼働率が低い状況が見受けられた。

（参考1）地区センター稼働率（全市平均）

平成18年度	平成19年度	平成20年度
42.9%	45.1%	47.6%

\*地区センター利用促進ガイドライン（平成19年10月 市民活力推進局）の目標値 60%

（参考2）指定管理応募時の稼働率目標設定（監査対象4団体について）

稼働率の数値目標を設定しているのは緑区区民利用施設協会（60%）。

他団体は、稼働率目標の具体的な数値設定はせず、利用料見込額（区にて過去の稼働率を元に作成）の達成を目標としている。

## 指摘事項

### (1) 物品管理の不備と「商品テスト・実習室」の低調な利用《団体及び所管局に対するもの》

横浜市消費生活総合センターの延べ床面積(925.86㎡)の14.5パーセントを占めている「商品テスト・実習室」は、苦情相談に伴うテストのほか、簡易テスト教室等を通じて啓発を行うための施設である。また、同施設には指定管理者である財団法人横浜市消費者協会保有の26種類(取得価額7,555,500円)の理化学機器と24種類の試薬がある。

「商品テスト・実習室」の利用状況は、平成20年度1年間で、苦情相談に伴うテストは

17件の利用(受付件数47件)、啓発に関する教室の開催回数は7回(開催日数5日)だった。また、共同商品テストは、3回実施し準備や検証を含め使用した日数は9日だった。

また、平成19年度に専門職員が退職した後、専門職員が配置されていないことも一因と考えられるが、平成20年度中には、理化学機器は顕微鏡のみの使用(上記の苦情相談に伴うテスト)で、試薬については、亜硝酸テスター、消毒アルコール及びクエン酸のみ使用(上記の啓発に関する教室)し、大半の理化学機器と試薬は活用されていなかった。

理化学機器と試薬の管理状態については、理化学機器の定期的な点検が行われておらず、試薬についても管理簿は平成19年度から更新されていなかった。

については、指定管理者は理化学機器及び試薬について適切な管理を行われたい。

経済観光局は次期の指定管理者選定までに、「商品テスト・実習室」の運営のあり方を検討されたい。(財団法人横浜市消費者協会及び経済観光局消費経済課)

＜商品テスト・実習室＞



### (2) 物品の不適切な管理《団体及び所管局に対するもの》

公の施設の指定管理者等が保管・使用している市所有物品の管理についてみたところ、物品管理簿の記載等に次のような不備があった。物品の実態掌握や点検を容易に行うことができるよう、物品管理簿に適切に記載し、管理を行われたい。

ア 横浜市野島青少年研修センター(指定管理者:財団法人横浜市青少年育成協会)で、平成10年4月から平成18年3月までの間、物品の増減があったにもかかわらず、市の物品管理簿に記載がなかった。(こども青少年局青少年育成課)

イ 海の公園(業務委託の受託者:財団法人横浜市臨海環境保全事業団)で、保管場所が物品管理簿と整合していない物品が3件あった。(財団法人横浜市臨海環境保全事業団)

#### 【改善済み】

#### 【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市臨海環境保全事業団は、平成22年2月に物品管理簿の保管場

所記載欄を、実際の保管場所に合うように訂正した。

ウ 富岡八幡公園プール（指定管理者：財団法人横浜市臨海環境保全事業団）で、市・指定管理者双方の物品管理簿に記載されておらず、所有者不明の物品が1件あった。（財団法人横浜市臨海環境保全事業団及び環境創造局南部公園緑地事務所）【改善済み】

【対象団体及び所属が行った改善内容】

環境創造局及び財団法人横浜市臨海環境保全事業団は、当該物品が指定管理開始時に市から貸与されたものであることを確認し、平成22年2月に双方の物品管理簿を訂正した。

エ 長浜公園（指定管理者：金澤・海と森のコミュニティグループ）で、物品管理簿に計上されているが、使用不能となっている物品が6件あった。（金澤・海と森のコミュニティグループ）【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

金澤・海と森のコミュニティグループは、当該物品が使用不能である旨環境創造局に届出を行い、環境創造局にて平成22年2月に廃棄手続を行った。

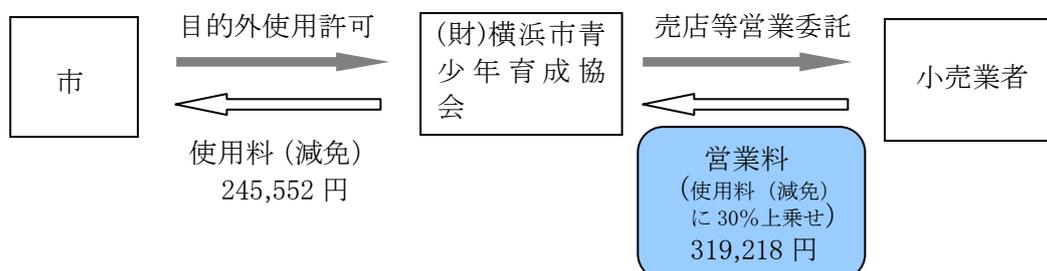
オ 横浜都市発展記念館（指定管理者：財団法人横浜市ふるさと歴史財団）で、事業団の物品台帳に記載されているパソコン7台、約165万円が確認できなかった（いずれも平成14年度取得）。指定管理者の説明によるとパソコンの更新に伴って古いものを廃棄した際に、台帳記載を怠っていたとのことである。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

(3) 不明確な営業料の積算《団体に対するもの》

こども青少年局は、横浜市野島青少年研修センターの指定管理者である財団法人横浜市青少年育成協会に対して売店と飲料自動販売機設置場所に係る目的外使用許可を行い、同協会は、売店業務と飲料自動販売機設置を併せて第三者に営業の委託をすることで収益を上げている。

そこで当該委託の内容について確認したところ、本市からの目的外使用料の30パーセント増しの金額を「営業料」として納めさせることとしているが、その積算根拠は明らかでなかった。

については、売店と飲料自動販売機の収支を考慮するなどにより適切な営業料を積算し、委託契約を締結されたい。（財団法人横浜市青少年育成協会）



(4) 不明確な使用料の減免率《所管局に対するもの》

公の施設の目的外使用等に係る使用料の減免についてみたところ、次のように減免率の具体的な積算基準や根拠が明らかでないものがあったので、収益性も考慮するなど積算基準や根拠を明確化した上で、適切な減免率を決定されたい。

ア 環境創造局は、財団法人横浜市臨海環境保全事業団に海の公園及び長浜公園駐車場の設置許可・管理許可を行う際に、次の減免率を適用している。

減免率の算定は毎年経同しているが、駐車場関連許可については減免率決定理由が「財団の経営状況を勘案」のみであり、具体的な積算基準や根拠が明らかとなっていない。なお減免率は結果として平成15年度から同率となっている。

駐車場関連許可以外の減免についても適正性を併せて検討されたい。(環境創造局公園緑地管理課)

減免率（平成20年度）

	対象物件	減免率	減免理由	減免前使用料	減免後使用料
設置許可	収益事業に係るもの	0%		466,272円	466,272円
	収益事業のうち、減免を行うもの				
	季節売店	50%	営業期間が半年（4～9月）	221,760円	110,880円
	バーベキュー卓	50%	本来、市が設置すべき物件	621,000円	310,500円
	プレハブ倉庫	50%	収益事業を直接行わない部分	62,496円	31,248円
	駐車場料金精算機等	75%	財団の経営状況を勘案	7,200円	1,800円
管理許可	収益事業にかかわらないもの	100%		39,967,200円	0円
	収益事業に係るもの	50%		11,510,400円	5,755,200円
	収益事業中、減免率の異なるもの				
	海とのふれあいセンター売店	75%	財団の経営状況を勘案 閑散期も営業	1,354,080円	338,520円
	駐車場（4か所）	75%	財団の経営状況を勘案	89,171,520円	22,292,880円
合計額				143,381,928円	29,307,300円

イ こども青少年局は、横浜こども科学館の指定管理者である財団法人横浜市青少年育成協会に対して同館の売店と喫茶室設置場所に係る目的外使用許可を行い、同協会は、これを第三者に営業の委託をすることにより収益を上げている。

目的外使用料については次のとおり減免措置をしているが、減免理由に対する減免率の決定について、積算基準や根拠が明らかでなかった。(こども青少年局青少年育成課)

減免率（平成20年度）

対象物件	減免率	減免理由	減免前使用料	減免後使用料
売店	100%	設置理念に沿った商品や各種教室で使用する教材、刊行物を提供するなど、来館者の利便向上目的で設置されているため。	912,000円	0円
喫茶室	10%	来館者特に子ども達の利用を中心としたサービス機能(昼食時には弁当利用者にも開放)であるため、低廉な価格で飲食物を提供する必要があるため、専ら営利を目的とした一般の営業店とは性格を異にしていること、科学館の内部施設のため、外部利用が不可能であるため。	1,989,600円	1,790,400円

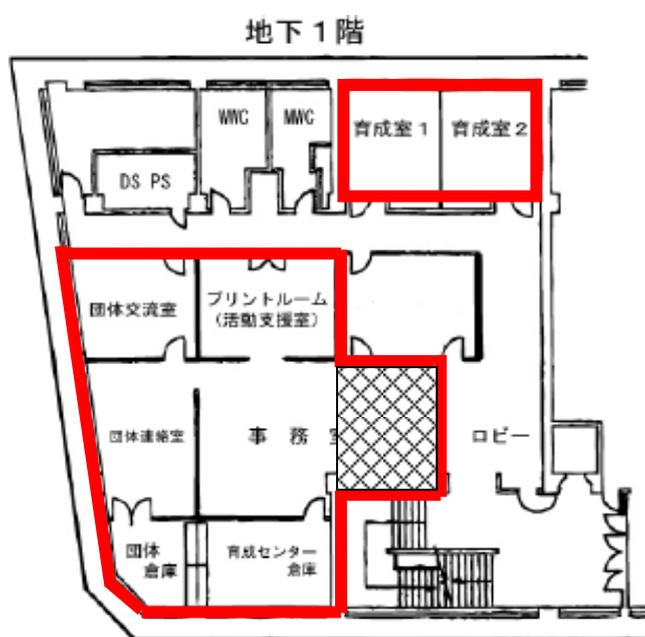
\*減免前の使用料、減免後使用料とも、月額で100円未満切捨て処理あり。

(5) 財団法人横浜市青少年育成協会本部事務スペースの目的外使用許可《所管局に対するもの》

こども青少年局は、財団法人横浜市青少年育成協会（以下この(5)において「協会」という。）に対して、協会が指定管理を行っている横浜市青少年育成センター内地下1階（一部）の目的外使用許可を行い、協会は本部事務室等として使用している。

同センターは公募による指定管理施設であり、また、下図のとおり目的外使用許可範囲が地下1階の大部分、延べ床面積の約5分の1を占めることから、公の施設の位置付けと目的外使用許可のあり方について検討されたい。（こども青少年局青少年育成課）

＜横浜市青少年育成センター 目的外使用許可範囲＞



※ 図は「横浜市青少年育成センター利用の手引き」（財団法人横浜市青少年育成協会）を元に作成

※ 横浜市青少年育成センター（延べ床面積 985.81 m<sup>2</sup>）地下1階の協会本部事務スペース

平成20年度：左下枠（網掛部含む） 175.14m<sup>2</sup>

平成21年度：網掛部を除き、右上枠追加 200.20m<sup>2</sup>

○ 網掛部は同センターの受付カウンター。本部事務スペースではないとの判断で、平成21年度許可範囲外とした。

## リスクに対応した適正経理（金銭管理）

金銭管理については、ミスや不正などが起きるリスクが高いと考えられる。こういったリスクを識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行ってミス等を防止することは、団体の財務をより適正化して信頼性を高めることにつながる重要な取組と言えることから、次のとおり提言する。

### 提言8-2 金銭管理リスクへの対応

金銭管理にあたっては、簿外処理や、誤った認識に基づく源泉徴収などの不適切な取扱いの防止に努めなければならない。団体には、経理・財務に関する慎重な取扱いや職員への研修等による金銭管理リスクへの対応、また、団体内部の相互チェックを行うなど、適切な内部統制の整備・運用が望まれる。

また、所管局区では、決算報告などの場面をとらえて指定管理者の経理事務等の実態を把握し、リスク管理の観点から適切な指導・助言を行うことが重要と考える。

#### 提言の背景

指定管理施設に対して、平成18年度から第三者評価制度が導入されている。この制度は、「公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、民間の評価機関や所管局区が設置する外部評価委員会といった客観的な第三者による点検評価」と規定されている（横浜市指定管理者第三者評価制度評価マニュアル第3版、共創推進事業本部）。また、指定管理料の執行状況などの「収支状況」も評価対象とされているが、財務の詳細に踏み込んだ評価を行うものではなく、主に施設の管理運営状況を評価する制度となっている。

### 指摘事項

#### (1) 利用料金等の簿外処理と現金預金の不適切な管理《団体に対するもの》

現金預金管理についてはミスや不正などのリスクが高いことから、地区センターの取引については総勘定元帳に記載し経理処理を行い、保管現金についても複数部門でチェックを行うなど、リスク管理体制を整備する必要がある。

しかし、次のように現金預金を総勘定元帳に記載せず簿外処理していた事例があったので、簿外処理を解消し内部チェック体制を整備するよう改められたい。（特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会、南区区民利用施設協会、緑区区民利用施設協会及び戸塚区区民利用施設協会）

ア 会議室等利用料金のうち、前受金処理すべきもの（平成20年度に現金領収した、平成21年度に会議室等を利用するための料金）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市末吉地区センター	119,960円	(注1)
横浜市潮田地区センター	170,540円	(注1)
横浜市大岡地区センター	185,350円	最大1か月現金保管(注1)
横浜市永田地区センター	79,380円	最大1か月現金保管(注1)
横浜市白山地区センター	381,940円	(注2)
横浜市中山地区センター	616,000円	(注2)

(注1) 領収した現金は平成21年度期首に料金収入として計上

(注2) 領収した現金は施設利用月に料金収入として計上

イ 自主事業に係る参加費収入及び自主事業支出（平成20年度）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市白山地区センター	1,065,400円	支出するまでの間、銀行預金せず現金保管(注3)
横浜市中山地区センター	491,300円	(注3)

ウ 講師謝金に係る源泉徴収所得税預り金（平成20年度）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市大岡地区センター	70,000円	(注3)
横浜市永田地区センター	62,970円	(注3)
横浜市戸塚地区センター	98,024円	(注3)
横浜市舞岡地区センター	67,510円	(注3)

エ その他（平成20年度）

施設名	内容	簿外処理額	備考
横浜市戸塚地区センター	戸塚区から販売依頼されたチケット売上に係る預り金	127,170円	(注3)
横浜市戸塚地区センター	他団体との共催事業に係る参加者からの預り金	126,100円	(注3)
横浜市中山地区センター	カラオケ使用の情報料等に係る利用者からの預り金	135,107円	(注3)

(注3) 領収した現金は外部に支払われるまで一切総勘定元帳に計上されない

## (2) 小口現金の不適切な取扱い《団体に対するもの》

地区センターの指定管理を受けている団体では、それぞれの経理規程で、小口現金に係る保管限度額と支出限度額を定めている。

そこで小口現金の出納をみたところ、特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会、南区区民利用施設協会及び戸塚区民利用施設協会において、保管限度額を249,492円超えているもの、使用限度額を70,002円超えているものなど各団体の規程に合っていない事例があった。

現金管理に係る事故を未然に防止するために、指定管理者は、実態に即した規程の見直

しが現金保管のリスクなどを考慮した上でも必要ならば見直し、規程に基づく小口現金の取扱いを徹底されたい。(特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会、南区区民利用施設協会及び戸塚区区民利用施設協会)【特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会及び南区区民利用施設協会は改善済み】

**【対象団体が行った改善内容】**

特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会では事務局長通知(平成22年3月付け)により、南区区民利用施設協会では館長会(平成22年2月)及び経理責任者会(平成21年11月)の開催により、規程に基づく小口現金取扱いの徹底を行った。

**(3) 源泉所得税の不徴収《団体に対するもの》**

横浜市中山地区センター及び横浜市白山地区センターでは、外国語講座や料理教室などの自主事業(横浜市中山地区センター:平成20年度延べ107回実施・講師謝金計約62万円、横浜市白山地区センター:平成20年度延べ147回実施・講師謝金計約102万円)を実施し、講師謝金を1回当たり500円から2万円程度支出している。

この謝金については源泉徴収を行わず、講師に確定申告を依頼する対応としているが、所得税法に基づき、源泉徴収による所得税の納付を行われたい。(緑区区民利用施設協会)

**(4) 経費の不適切な年度区分《団体に対するもの》**

指定管理施設の経理についてみたところ、次のように経費の年度区分が不適切なものがあつた。適切な年度区分で会計処理するよう改められたい。

ア 横浜市大岡地区センターにおいて、料理室器物購入経費756,181円について、平成19年度に契約、納品及び支出を行った。当該経費は平成19年度に発生した費用として計上すべきところ、南区区民利用施設協会の平成19年度収支が赤字となることを防ぐため、平成20年度の費用として計上していた。(南区区民利用施設協会)【改善済み】

**【対象団体が行った改善内容】**

南区区民利用施設協会では館長会(平成22年2月)及び経理責任者会(平成21年11月)の開催により、適正な経理処理への改善の徹底を行った。

イ 横浜こども科学館において、新たな愛称を付した入場券等の納品状況を確認したところ、平成19年度中に納品が済んでいるにもかかわらず、こども青少年局が、財団法人横浜市青少年育成協会との間の費用負担や役割分担等について調整が遅れたため、平成20年度に納品されたこととし、平成20年度の費用として計上していた。(財団法人横浜市青少年育成協会)

## リスクに対応した適正経理（財務報告）

厳しい経済環境のなか、全国的に地方公共団体の財政健全性の確保が求められている。かかる健全性については、外郭団体等の経営状況が悪化した場合、当該地方公共団体の負担が増加する可能性があるため、例えば、地方公共団体の財政の健全化に関する法律や総務省の地方公営企業制度等研究会においても、退職給付債務など将来負担の開示が重要事項となっている。

一方、公益法人制度改革として財団法人等では、「経理処理・財産管理の適正性」などが公益認定の認定基準の一つとされており、経理部門の強化や内部統制の確立が求められている。

### 提言8-3 外郭団体における将来負担額など財政状態の適正表示

小規模な団体では、経理部門に所属する職員数も少ないことから、一度発生した誤った会計処理が長期間発見されにくい状況にある。

各団体は団体内の相互チェック体制として内部統制を確立するとともに、経理、会計研修などを十分に行い財務諸表等の誤りを未然に防止し、財務報告の信頼性を確保するよう改善が望まれる。

#### 提言の背景

各団体の財務諸表には、退職給付引当金、減価償却費等で比較的高額の計上誤りが散見された。

この要因は、団体によって異なるが、相互チェックミスから会計処理や支給基準そのものの認識不足まで広範囲にわたっている。

## 指摘事項

### (1) 退職給付引当金の計上誤り〈団体に対するもの〉

次の財団法人においては、「退職給付引当金」の積算について、会計基準で認められた「簡便法」に基づき、年度末に職員が全員退職すると仮定して期末に職員に支給すべき退職金総額を負債計上することとしている。

そこで、平成20年度決算における退職給付引当金の積算についてみたところ、次のような理由により誤った金額で計上されていたため、会計基準等に基づき適正に計上されたい。  
ア 財団法人横浜市青少年育成協会は、退職給付引当金を約 2,571万円過少に計上していた。これは以下のような理由によるものである。（財団法人横浜市青少年育成協会）

(ア) 平成19年度及び平成20年度に支給した退職金のうち過年度に引当を行っていないものの約 2,640万円（平成19年度約 893万円、平成20年度約 1,746万円）について、支給時

に引当金を取り崩したこと。

(イ) 平成19年度に支払った退職金のうち引当不足の約 893万円について、会計基準の変更時（平成19年度）にのみ認められている経過措置（会計基準変更時差異）を平成20年度に用いて分割計上したこと。

イ 財団法人横浜市消費者協会は、退職給付引当金を約 933万円過少に計上していた。これは、退職金積算のため給料月額に乗ずる率について、協会の給与規定によれば50歳以上の職員は定年退職者と同一の率に乗ずるべきところを、一部職員について普通退職者の率を乗じて積算したためである。（財団法人横浜市消費者協会）

ウ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団は、退職給付引当金を約 184万円過少に計上していた。これは平成20年度末現在の給料月額を基にすべきものを、一部職員について平成21年2月に昇任昇格したにもかかわらず、それを加味せずに誤って積算したためである。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

## (2) 減価償却額の誤り《団体に対するもの》

平成20年度決算における減価償却額の積算について、次のような誤りがあったので適正に経理されたい。

ア 財団法人横浜市学校給食会における有形固定資産の減価償却について、次のような理由により平成20年度末時点における減価償却累計額を、154,093円過大に計上していた。（財団法人横浜市学校給食会）

(ア) 平成20年度中に購入した取得価格 10万円未満の備品（ノートパソコン 取得価格 94,500円）を、固定資産に計上し減価償却（減価償却額 34,453円）しているものがあった。

(イ) 冷蔵庫他2品目の償却資産の耐用年数が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める年数とは異なっていたため、合計して 122,833円過大に計上していた。

(ウ) 減価償却費はコンピュータで集計しているが、計算式の誤りのためレーザープリンタの平成20年度減価償却額が 3,193円過少に計上していた。

イ 財団法人横浜市消費者協会における有形固定資産の減価償却について、次のような理由により平成20年度末時点における減価償却累計額を、60,988円過大に計上していた。（財団法人横浜市消費者協会）

(ア) 過年度償却済みのノートパソコン他1件の減価償却額を、平成20年度減価償却額に算入していたため、407,826円過大に計上していた。

備品名	取得日	取得価格	減価償却累計額	
			誤	正
ノートパソコン	H19.3.30	165,900 円	331,800 円	99,411 円
デスクトップパソコン	H20.1.8	145,425 円	290,850 円	115,413 円
合 計			622,650 円	214,824 円

- (イ) 顕微鏡他 4 品目の償却資産の耐用年数が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定めている年数とは異なっていたため、合計して 216,603円過少に計上していた。
- (ウ) スーパーシェーカー他 19品目で償却可能限度額（取得価格の 95パーセント相当額）を考慮せず減価償却していたため、合計して 130,235円過少に計上していた。

### (3) 資産及び負債の計上誤り《団体に対するもの》

各団体の平成20年度貸借対照表についてみたところ、資産負債の計上について次のような誤りがあったので、会計基準等に基づき適切に計上されたい。

ア 満期保有目的の債券について、会計基準等で規定されている償却原価法が用いられていないため、債券の帳簿価格が約 52万円過少に計上されていた。（財団法人横浜市青少年育成協会）

イ 横浜交通開発株式会社では、平成20年度決算の財務諸表上、適切な科目に振り替えられていない仮払金が約 277万円、仮受金が約 218万円残存していた。

特に、仮受金のうち約 135万円については、内容精査のうえ収益等適正科目に計上すべき事項であり、債務管理の観点からも問題がある。

また、仮払金のうち約 187万円は、バス事業のつり銭資金であり、特に 57万円については、乗務員から返還されたものを本社金庫にて現金保管していたため現金保管を必要最小限にする必要がある。（横浜交通開発株式会社）

ウ 海の公園では、管理センターの一部を民間事業者に貸し出し、売店として利用させている。平成20年度に売店の使用した光熱費約 46万円が未回収となっていたが、未収金等が計上されていなかった。

また、ウインドサーフィン艇庫を貸し出しており、平成20年度等艇庫使用料金が一部未回収となっていたが、未収金等が計上されていなかった。（財団法人横浜市臨海環境保全事業団）【一部改善済み】

#### 【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市臨海環境保全事業団では、平成20年度に売店の使用した光熱費に係る未回収分について、平成22年2月までに全額回収した。

## 指定管理施設における役割分担

本市においては、指定管理者制度の基本理念として、「指定管理者制度適用施設のマネジメントシステムの確立」及び「パートナーシップに基づく「共創」の実現」を掲げ、市と指定管理者が、お互いの持つ強みに基づき適切に分担された役割を果たすことによって、新たな価値の創出という共通の目的の達成を目指す「パートナーシップ」として位置付けている（平成21年10月、横浜市指定管理者制度運用ガイドライン）。

### 提言8-4 適切かつ明確な役割分担

今回監査対象とした公の施設では、次の指摘事項等のとおり、施設の経年劣化や過去から継続されている協定を背景に、本市と指定管理者の間での役割分担等が、必ずしも十分とは言えない状況が見受けられた。

今後は、本市指定管理者制度の基本理念に沿って、費用負担、管理範囲など役割分担及び責任を明確にすることが望まれる。

#### 提言の背景

監査対象とした公の施設では、開館後平均20年程度経過しているなど総じて施設、設備の老朽化が進み、利用者の安全性や施設設備の機能維持のため計画的な修繕が必要な状況となっている。

今回の監査では、設備に突発的な故障が生じた際に、利用者に影響、被害が生じないよう緊急修繕を行ったが、あらかじめ基本協定で定めた本市と指定管理者との負担区分を超え、指定管理者が修繕費を支出した例が見受けられた。

また、地区センターが設置されている複合施設における光熱水費の負担は面積割合等によるため、使用水量等の節減効果が享受されにくい状況になっている。

### 指摘事項

#### (1) 地区センターにおける光熱水費の不適切な案分割等〈所管区に対するもの〉

地区センターが含まれる複合施設における光熱水費は、個別メータがない場合には、入居する施設の専有面積等を基に定めた案分比率で、負担額を決めている。

そこで、地区センターの使用水量をみたところ、床面積1平方メートル当たりの使用水量は、単独施設と地域ケアプラザ等が含まれる複合施設とでは、3.6～4.8倍の開きがあった。

地区センターによって、使用水量が大きく異なる要因がないことから、案分比率そのも

のが妥当でなく、結果として、地域ケアプラザ等の水道料金の一部を地区センターが負担していることとなる。

介護保険制度及び指定管理者制度（利用料金制）が導入され、しゅん工当初とは収入構造や管理運営体制が異なっている状況にあり、今回の指定管理者公募の際には光熱水費の負担のあり方を関係者と協議し、見直されたい。（鶴見区地域振興課、南区地域振興課及び緑区地域振興課）

また、横浜市戸塚センター（以下この(1)において「センター」という。）は、横浜市戸塚地区センター（以下この(1)において「戸塚地区センター」という。）、横浜市戸塚図書館及び横浜市戸塚公会堂が併設されている施設であるが、光熱水費は戸塚地区センターの指定管理者が全額支払っている。

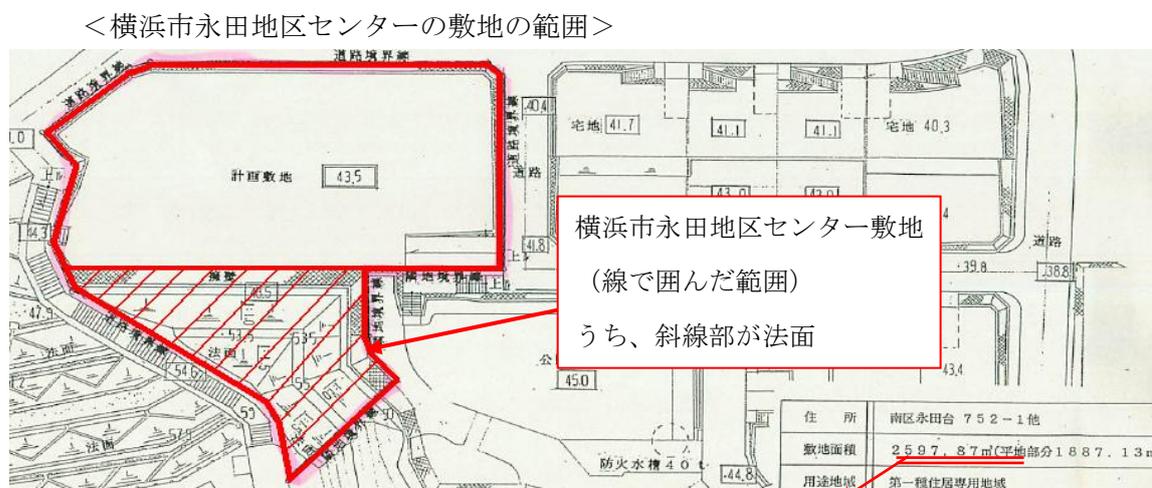
このことは、他の施設が取り組むべき省エネルギー行動に対する誘因が働かず、結果として、省エネルギーに対する取組を損なうことになりかねない。

センターの光熱水費については、各施設が負担するよう同類施設の単位当たりの平均使用量、容積案分等適切な案分比率を設定するとともに、各施設が専用している施設、設備の管理運用についても、戸塚地区センターの指定管理者の負担とならないよう、各施設が責任をもって実施されたい。（戸塚区地域振興課）

## (2) 敷地管理における不明確な業務範囲設定〈所管局区に対するもの〉

指定管理施設の敷地管理についてみたところ、次のように指定管理者の業務範囲が不明確なものがあつたので、変更協定の締結等により書面で明確化されたい。

ア 横浜市永田地区センターにおいては、募集要項等で指定管理者の業務範囲として定めている敷地内の法面について、年度協定等で具体的な指示を行っておらず、所管課が草刈等を直接行っていた。（南区地域振興課）【改善済み】



2,597.87㎡（指定管理者募集要項上の敷地面積と一致）

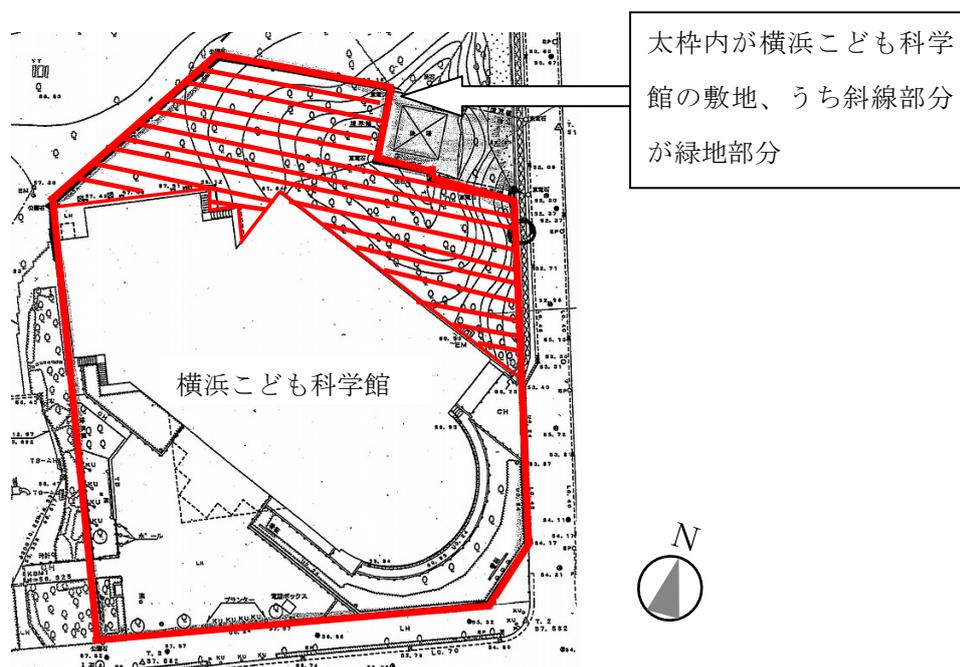
※ 図は（仮称）永田地区センター新築工事基本計画案（平成4年7月、市民局）から

### 【対象所属が行った改善内容】

南区では、南区区民利用施設協会と、法面部分が横浜市永田地区センターの敷地面積に入っていることを確認し、平成22年3月に協定を締結して、同協会が管理を行うこととした。

イ 横浜こども科学館の北側に面している緑地は、同館の敷地であることを本市及び指定管理者は認識しているが、その緑地部分は、横浜こども科学館の管理に関する基本協定書に定めている管理範囲に入っていなかった。（こども青少年局青少年育成課）

#### <横浜こども科学館の敷地範囲>



※ 図は洋光台駅前公園現況平面図から

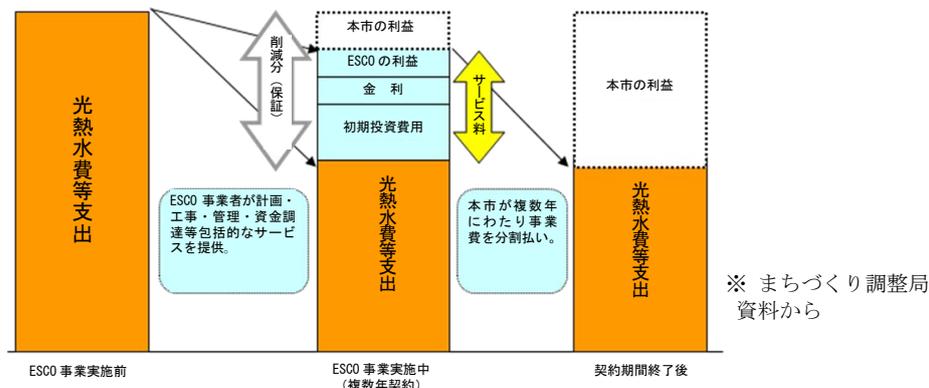
### (3) E S C Oサービス導入に伴う変更協定の未締結<所管局に対するもの>

横浜こども科学館は、平成18年4月に指定管理者制度が導入され、指定管理者が同施設の管理運営を行っている。その後、本市は同館の省エネルギーと光熱水費の削減を図ることを目的に、平成18年8月にE S C O事業者と契約し、平成19年4月からE S C Oサービスが開始された。

E S C Oサービス導入に伴い、空調設備などE S C O設備は、E S C O事業者が維持管理を行うなど、管理区分に変更が生じているが、指定管理者と基本協定の変更協定を締結せず、現在に至っている。

については、指定管理施設の管理区分を明確にするため、指定管理者と基本協定の変更協定を締結されたい。（こども青少年局青少年育成課）

※ESCO (Energy Service Company の略称) サービスとは、既存施設の設備改修において、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、民間事業者が計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化を行い、その結果得られる効果を保障するもの。



## 意見

### (1) 基本協定の限度額を超過する修繕費の支出《所管局区に対するもの》

指定管理施設の一定規模以上の修繕等は、施設の適切な維持管理を行う観点から、本市においてその実施方針を定めて行う必要がある。そこで、指定管理施設の修繕費支出状況についてみたところ、基本協定で定められた限度額（1件につき60万円未満）を超過して指定管理者が負担していた事例があった。

下記ア、ウの施設においては、基本協定で協議により基準額を超える修繕を指定管理者が執行できるよう規定されているものの、指定管理者の経営上適切な誘因を与えるため、指定管理者に過大な修繕費負担がかからないよう配慮する必要がある。

ア 南区区民利用施設協会が指定管理を行う横浜市永田地区センターで、電話設備の定期点検を行った後、協定で義務付けられた本市との協議をせず798,000円の同設備の修繕を実施・支出し、南区に事後報告をした。（南区地域振興課）

イ 財団法人横浜市青少年育成協会が指定管理を行う横浜市野島青少年研修センターで、デジタルホンの不具合に伴う設備改良工事（平成21年4月実施）にあたり、財団法人横浜市青少年育成協会がその費用（924,000円）を負担していた。（こども青少年局青少年育成課）

ウ 特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会が指定管理を行う横浜市生麦地区センターで、非常放送設備改修工事（2,076,900円 平成18年度）、昇降機改修工事（1,107,750円 平成19年度）について、その費用を負担していた。なお、協定で規定されている鶴見区との協議は行われていた。（鶴見区地域振興課）

＜生麦地区センター非常放送設備＞



(2) バス運行業務委託の積算内容《所管局に対するもの》

交通局は、平成20年2月9日から横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）にバス運行業務を委託しているが、委託契約の積算内容は次の状況となっていた。

積算内容の推移

年度	積算項目		契約額計 注(3)
19 注(1)	人件費	225,476千円	243,853千円
	燃料費	委託契約に含まず	
	諸経費（人件費の3%）	6,764千円	
	消費税	11,612千円	
20	人件費	1,850,088千円	2,340,107千円
	燃料費	323,082千円	
	諸経費（人件費の3%）	55,503千円	
	消費税	111,434千円	
21	人件費 注(2)	1,564,374千円	1,853,250千円
	燃料費	184,983千円	
	諸経費（人件費の1%）	15,644千円	
	消費税	88,250千円	

注(1) 平成19年度は契約期間2か月

注(2) 平成21年度は交通局からの退職派遣職員の解消等による減

注(3) 平成20年度から、決算時に、「メリットシステム」によるインセンティブ付与（評価に基づく報酬付与）を行っている。

付与の基本的な要件は年度当初に示されているものの、詳細についての提示は、平成20年度は平成20年10月に行われ、平成21年度は平成22年1月現在で未提示となっていた。

現在交通局は「平成21年度市営交通アクションプラン」にて「わかりやすい経営情報の提供」を掲げ、民間企業並みの財務諸表作成に向け、子会社である交通開発を含めた連結決算の実施検討などの取組を行うこととしている。

当該運行委託費用は、自動車事業会計決算に下記のようなウェイトを占めているが、委託開始後間もないこともあり、積算項目や内容については毎年検討が行われ、変更がなされてきている。また今後、交通開発ではバス運行委託業務に携わる社員に対する退職給付引当金の計上が必要となる。

取組を進める中では、連結決算の開示とともに、運行委託費用についても、委託積算項目や内容を変更する際に変更内容と理由を併せて明示するなど、より「わかりやすい経営情報」の提供を今後とも行われたい。（交通局自動車本部営業課）

（参考）

自動車事業会計当初予算額（収益的支出）のうち、交通開発運行委託費用が占める割合

	平成20年度	平成21年度
当初予算額	24,410,842千円	22,117,181千円
うち運行委託費用	2,340,107千円	1,853,250千円
割合	9.6%	8.4%

## その他指摘事項

### (1) 人件費の不適切な経費配分《団体に対するもの》

公益法人の経理にあたっては、指定管理業務や物販・駐車場運営など収益事業と、市民相談・啓発事業など公益事業を適切に区分する必要がある。人件費など共通する経費については、従業員の業務割合など合理的な基準に基づき案分して配分する必要がある。

各団体の配分について以下のような事例が見受けられたため、適切な経費配分を行うよう改められたい。(財団法人横浜市消費者協会及び財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

ア 財団法人横浜市消費者協会では、団体全般の業務に携わる総務課職員の人件費がすべて指定管理事業経費とされているなど、従業員の業務割合と経費配分がかい離していた。

イ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、開港資料館・総務課兼務の係長の人件費が全く指定管理事業で経費負担されていないなど、従業員の業務割合と経費配分がかい離していた。

### (2) 委託事業の履行管理の不徹底《所管局に対するもの》

教育委員会事務局は、横浜市八聖殿郷土資料館と史跡の管理運営や港北ニュータウン文化財整備について、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に「平成20年度文化財業務委託事業(契約金額 86,735,000円)」を委託しており、同財団が提出した実施報告についてみたところ、以下の改善すべき2つの事例が見受けられたので、適切に事務処理をされたい。(教育委員会事務局文化財課)

ア 港北ニュータウン埋蔵文化出土品の整理業務は、港北ニュータウン開発に伴う出土品等を整理し報告書の作成のため、終了までに複数年を要する業務である。当該業務については、上記委託に含め、単年度ごとに金額を定めている(決算額 14,467,620円)。

同財団から提出された実施報告には整理内容や事業の進捗についての記載がなく、事業の進捗状況が不明であり当年度の履行内容が確認できなかった。

イ 横浜市八聖殿郷土資料館の管理運営業務(決算額 4,536,025円)の仕様書には、「館報の編集・発行・発送」及び「資料目録の編集・発行」となっているが、契約変更を行わず、実際は歴史講座を開催していた。

なお、平成21年度においても同様の内容で委託を行っているが、「館報の編集・発行・発送」及び「資料目録の編集・発行」

＜横浜市八聖殿郷土資料館＞



※ (財)横浜市ふるさと歴史財団ホームページから

は実施していなかった。

**(3) 委託契約に係る経費の未精算**《所管局に対するもの》

経済観光局では、計量器定期検査業務を財団法人横浜市消費者協会に委託しており、この委託業務を、協会においては「実費弁償による事務処理の受託」で収益事業に該当しないものとしている。

そこで、当該委託業務についてみたところ、検査対象である計量器の数量は当初契約時には確定できず実績は変動することなどから、約 2,000万円の委託金額に対して約 100万円の収支差額が発生していたが、仕様書に規定されている精算を行っていなかった。

については、当該委託業務を行うにあたっては、精算に必要な積算基準を整備し仕様書に規定されている精算を行うよう改められたい。(経済観光局消費経済課)

**(4) 指定管理施設における産業廃棄物の不適切な事務処理**《団体に対するもの》

横浜市野島青少年研修センターで排出される産業廃棄物の処理に係る事務についてみたところ、次のように法令に違反する事例が見受けられたので、法令等に基づき、産業廃棄物を適正に処理されたい。(財団法人横浜市青少年育成協会)

ア 産業廃棄物処理委託契約は、書面での契約等が法令上義務付けられているが、行われていなかった。

イ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しが、最終処分者から法令で定められた期間までに送付されていないものがあつた。

**(5) 経理規程に反する随意契約**《団体に対するもの》

財団法人横浜市学校給食会及び財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、それぞれの経理規程により随意契約に関する規定を設けているが、次のように規程に反する事例があつた。

については、規程に基づく契約事務の取扱いを徹底されたい。

ア 随意契約の要件を満たさないものが 19件あつた。(財団法人横浜市学校給食会)

イ 随意契約について、必要とされる 2者以上からの見積りによらず、1者からの見積りで契約しているものが 2件あつた。(財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

**(6) 横浜開港資料館及び横浜市埋蔵文化財センターで保管している資料の不適正な利用料の徴収**《所管局に対するもの》

本市は、財団法人横浜市ふるさと歴史財団(以下この(6)において「財団」という。)に対し、横浜開港資料館(以下この(6)において「資料館」という。)の指定管理者として指定し、横浜市埋蔵文化財センター(以下この(6)において「センター」という。)の管理を委託している。

財団は、資料館及びセンターが所蔵する本市資料を利用する者に対し、複製に要する実

費に加えて、資料1点当たり資料館は1,000円、センターは2,000円を複製資料利用料として徴収し、財団の収入としているが、利用料金が規定された条例等には、複製資料利用料に関する規定がないため、適正な取扱いに改められたい。(教育委員会事務局文化財課)

**(7) 横浜市土地開発公社保有土地の管理**《団体に対するもの》

横浜市土地開発公社(以下「公社」という。)の保有土地は、管理の事務分掌等により以下のように区分されている。

区分	主たる管理者	主たる目的	備考
管理協定土地	横浜市(所管局)	道路、公園、代替地	土地管理に関する協定を締結して、所管局が管理(使用承認等は公社が行う)
使用貸借土地	横浜市(所管局)	緑地	無償の貸借契約を締結して、所管局が使用・管理
公社管理地	公社	公共公益施設	

保有土地の管理状況について抽出でみたところ、管理協定土地について、次のように不適切な事例があったので、所管局と協議のうえ是正されたい。(横浜市土地開発公社)

- ア 桐が作土地：飲料自動販売機が設置されているが、公社は承認手続を行っていない。
- イ 上郷町土地：第三者が建物を設置している。
- ウ 公田町土地：第三者が工作物を設置している。

**(8) 不適切な補助金確定事務**《所管局に対するもの》

平成20年度「財団法人横浜市青少年育成協会補助金」の交付についてみたところ、補助対象支出として「繰越」12,259,812円が計上されていた。平成21年4月30日付けで「繰越」を含めて補助金の確定通知を受領したものの、平成21年11月5日付け通知により返還を求められたため、同年12月4日に返還したとのことであった。

今後、「横浜市補助金等の交付に関する規則」等に基づき補助金額確定時点で適切に調査し、精算手続を速やかに行うよう事務処理を改められたい。(こども青少年局青少年育成課)

**(9) 設備修繕の未実施**《所管局に対するもの》

教育委員会事務局では、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に「平成20年度文化財業務委託事業(契約金額86,735,000円)」を委託する中で、県指定史跡市ケ尾横穴古墳群の保存・公開に関する業務を行っている(決算額5,912,799円)。

同古墳には横穴内見学のためセンサ感知式の照明設備を設置しているが、湿気等により長年(詳細不明)点灯不能で見学に支障がある状況となっている。なお、この間、業務委託は継続し、使用量のない電気基本料金のみを支払っている。

教育委員会事務局によると、予算措置を行って同設備の修繕を行う考えはあるものの、今日まで実施には至っていない。

については、修繕の実施を含めた施設管理のあり方について検討されたい。(教育委員会事務局文化財課)

<現状>



※ 横穴概観



※ 壁上部にセンサ

## 第4 監査委員による聞き取り調査等

監査委員は、今回の定期監査に際し、局区長等に対して直接聞き取り調査を行い、組織の責任者としてリスク管理の考え方や、施策課題への対応について状況確認を行った。

また、「現場重視」の視点から、工事現場の状況、帳票検査への立ち会い、市民対応の現場を直に調査した。

### 1 聞き取り調査

実施日	対象局区等	主な聞き取り内容	担当監査委員
平成21年 12月18日	都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握しているリスク</li> <li>・リスクや課題への対応</li> </ul>	川内
	資源循環局		山口 伊波
	(財)横浜市ふるさと 歴史財団		
	港湾局		尾立 加藤
	戸塚区		
平成22年 2月12日	南 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の管理について</li> <li>・検査確認について</li> <li>・債権管理について</li> <li>・区民利用施設について</li> </ul>	川内 尾立 加藤
平成22年 2月26日	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の管理について</li> <li>・検査確認について</li> <li>・債権管理について</li> </ul>	山口 伊波

### 2 工事現場の調査

実施日	工事名称等	所管局	担当監査委員
平成21年 12月2日	相模鉄道本線連続立体交差の 整備工事	道路局	川内 山口 尾立 伊波 加藤
	市営住宅の住戸改善工事	まちづくり調整局	
	雨水貯留幹線の整備工事	環境創造局	川内 山口 尾立 伊波

# 1 聞き取り調査

<平成21年12月18日 都市整備局>



<平成21年12月18日 (財)横浜市ふるさと歴史財団>



<平成21年12月18日 戸塚区>



<平成22年2月26日 健康福祉局>



## 2 工事現場の調査

<相模鉄道本線連続立体交差の整備工事（道路局）>



※ 保土ヶ谷区 星川駅

<市営住宅の住戸改善工事（まちづくり調整局）>



※ 都筑区 勝田住宅

<雨水貯留幹線の整備工事（環境創造局）>



※ 港北区菊名